

企業における営業秘密管理に関する 実態調査

－ 調査報告書（別冊）－

資料編 判例調査結果

平成 29 年 3 月 17 日



独立行政法人 情報処理推進機構
Information-technology Promotion Agency, Japan

目次

1. 調査実施概要	1
1.1. 判例抽出.....	1
1.2. 判例一覧.....	1
2. 各判例の概要	8
2.1. 大阪地判平成 26 年 10 月 23 日 (25446744)	8
2.2. 東京地判平成 26 年 11 月 20 日 (25446791)	10
2.3. 東京地判平成 26 年 12 月 19 日 (25540842)	13
2.4. 名古屋地判平成 27 年 1 月 20 日 (25505781)	15
2.5. 知財高判平成 27 年 2 月 19 日 (25447086)	17
2.6. 東京地判平成 27 年 2 月 27 日 (25447165)	20
2.7. 東京地判平成 27 年 3 月 9 日 (25506161)	23
2.8. 大阪地判平成 27 年 3 月 12 日 (25447163)	26
2.9. 東京地判平成 27 年 3 月 27 日 (25540197)	28
2.10. 知財高判平成 27 年 5 月 27 日 (25447272)	31
2.11. 名古屋高判平成 27 年 7 月 29 日 (25541038)	33
2.12. 東京地判平成 27 年 8 月 27 日 (25447488)	35
2.13. 東京地判平成 27 年 9 月 3 日 (25447436)	38
2.14. 東京高判平成 27 年 9 月 4 日 (25541281)	40
2.15. 東京地判平成 27 年 9 月 11 日 (25447496)	42
2.16. 東京地判平成 27 年 9 月 17 日 (25447518)	44
2.17. 東京地判平成 27 年 10 月 22 日 (25447549)	46
2.18. 東京地判平成 27 年 10 月 29 日 (25447591)	49
2.19. 大阪地判平成 27 年 11 月 13 日 (25541839)	51
2.20. 大阪地判平成 27 年 11 月 26 日 (25447636)	53
2.21. 大阪地判平成 27 年 12 月 17 日 (25447745)	55
2.22. 知財高判平成 27 年 12 月 24 日 (25448130)	57
2.23. 横浜地判平成 28 年 1 月 29 日 (25542109)	60
2.24. 東京地判平成 28 年 2 月 15 日 (25447813)	63
2.25. 知財高判平成 28 年 3 月 8 日 (25447837)	65
2.26. 東京地判平成 28 年 3 月 29 日 (25543202)	68
2.27. 東京地判平成 28 年 4 月 27 日 (25447938)	81
2.28. 東京地判平成 28 年 4 月 27 日 (25447972)	85
2.29. 知財高判平成 28 年 4 月 27 日 (25448025)	88
2.30. 東京地判平成 28 年 5 月 31 日 (25447995)	93

2.31. 知財高判平成 28 年 6 月 13 日 (25448014)	95
2.32. 富山地判平成 28 年 6 月 15 日 (25543186)	97
2.33. 大阪地判平成 28 年 6 月 23 日 (25446744)	101
2.34. 東京地判平成 28 年 6 月 30 日 (25448050)	105
2.35. 大阪地判平成 28 年 7 月 21 日 (25448128)	107

1. 調査実施概要

1.1. 判例抽出

整理の対象とする判例として、株式会社TKCが提供するデータベースサービスである「TKC ローライブラリー」の「LEX/DB」から、平成26年10月1日～平成28年8月23日の範囲で「営業秘密」というキーワードを含むものを抽出した。このうち、営業秘密が争点になっているものと争点になっていないものの仕分けを実施した。営業秘密が争点になっているものを今回の調査対象とした。

1.2. 判例一覧

今回調査対象として抽出された判例を以下の一覧に示す。

表 1.1-1 調査対象判例一覧

裁判所	年月日	民刑 ¹	事件番号	争点となった情報 ²	情報の内容	営業秘密該当性	請求	判決	掲載文献	LEX/DB 文献番号
大阪地裁	H26.10.23	民	平成 25 年 (ワ) 第 3058 号	技・営	システム開発 関連 情報、外注先 情報、顧客 情報		①契約に基づく請負代金支払請求	①認容	裁判所ウェブサイト	25446744
東京地裁	H26.11.20	民	平成 25 年 (ワ) 第 25367 号	技	設計図		①不正競争に基づく差止請求 ②不正競争に基づく損害賠償請求	①棄却 ②棄却	裁判所ウェブサイト	25446791
東京地裁	H26.12.19	民	平成 25 年 (ワ) 第 26310 号	技	金型製作等に関連する情報		①不正競争または不法行為に基づく損害賠償請求	①棄却	-	25540842
名古屋地裁	H27.1.20	刑	平成 25 年 (わ) 第 2321 号 平成 25 年 (わ) 第 2587 号 平成 26 年 (わ) 第 224 号	営	顧客情報	○	(刑事)	懲役 2 年 6 月	-	25505781

¹ 民：民事、刑：刑事

² 技：技術情報、営：営業情報、著：著作物、経：経営情報

裁判所	年月日	民刑	事件番号	争点となった情報	情報の内容	営業秘密該当性	請求	判決	掲載文献	LEX/DB 文献番号
知財高裁	H27.2.19	民	平成 25 年 (ネ) 第 10095 号	営	顧客情報	○	①不正競争または不法行為に基づく損害賠償請求	①一部認容	裁判所ウェブサイト	25447086
東京地裁	H27.2.27	民	平成 24 年 (ワ) 第 33981 号	著	原稿記事		①著作権法に基づく差止等請求 ②不正競争防止法に基づく差止請求 ③所有権に基づく動産引渡請求 ④不法行為に基づく損害賠償請求	①認容 ②棄却 ③棄却 ④一部認容	裁判所ウェブサイト	25447165
東京地裁	H27.3.9	刑	平成 26 年 特(わ) 第 438 号	技	技術情報	○	(刑事)	・懲役 5 年及び罰金 300 万円 (完納できないときは労役場に留置) ・ハードディスク 1 個没収	判例時報 2276 号 143 頁	25506161
大阪地裁	H27.3.12	民	平成 25 年 (ワ) 第 10955 号	営	顧客情報		①P1:契約に基づく営業行為の差止請求、P2:不法行為ないし信義則に基づく営業行為の差止請求 ②不正競争に基づく差止請求 ③不正競争に基づく差止請求 ④債務不履行、不法行為ないし不正競争防止法に基づく損害賠償請求	①認容 ②棄却 ③棄却 ④一部認容	裁判所ウェブサイト	25447163

裁判所	年月日	民刑	事件番号	争点となった情報	情報の内容	営業秘密該当性	請求	判決	掲載文献	LEX/DB 文献番号
東京地裁	H27.3.27	民	平成 25 年 (ワ) 第 13802 号	経	社員稼働情報等	○	①契約上の機密保持義務違反による債務不履行に基づく損害賠償請求	①棄却	労働経済判例速報 2246 号 3 頁	25540197
知財高裁	H27.5.27	民	平成 27 年 (ネ) 第 10015 号	技	金型製作等に関連する情報		①不正競争又は不法行為に基づく損害賠償請求	①棄却	裁判所ウェブサイト	25447272
名古屋高裁	H27.7.29	刑	平成 26 年 (う) 第 327 号	技	設計・製造情報	○	(刑事)	控訴棄却	-	25541038
東京地裁	H27.8.27	民	平成 26 年 (ワ) 第 19616 号	技・営	名簿情報		①不正競争に基づく差止請求 ②独占禁止法に基づく差止請求 ③債務不履行、不法行為、不正競争に基づく損害賠償請求	①棄却、却下 ②棄却 ③棄却	裁判所ウェブサイト	25447488
東京地裁	H27.9.3	民	平成 26 年 (ワ) 第 22625 号	技	製造手順書等		①債務不履行又は不正競争に基づく損害賠償請求 ②所有権に基づく返還及び製造販売の禁止請求	①棄却 ②棄却	裁判所ウェブサイト	25447436
東京高裁	H27.9.4	刑	平成 27 年 (う) 第 828 号	技	技術情報	○	(刑事)	控訴棄却	-	25541281
東京地裁	H27.9.11	民	平成 25 年 (ワ) 第 20534 号	営	顧客情報		①不法行為に基づく損害賠償請求 ②不正競争ないし不法行為に基づく損害賠償請求	①棄却 ②棄却	裁判所ウェブサイト	25447496

裁判所	年月日	民刑	事件番号	争点となった情報	情報の内容	営業秘密該当性	請求	判決	掲載文献	LEX/DB 文献番号
東京地裁	H27.9.17	民	平成 25 年 (ワ) 第 19974 号 平成 26 年 (ワ) 第 23117 号	技	プログラム情報		①不正競争に基づく差止及び謝罪広告掲載請求 (甲事件) ②不正競争に基づく損害賠償請求 (甲事件) ③著作権侵害、不正競争、競業禁止義務違反に基づく損害賠償請求 (乙事件)	①一部認容 ②一部認容 ③棄却	裁判所ウェブサイト	25447518
東京地裁	H27.10.22	民	平成 26 年 (ワ) 第 6372 号	営	名刺帳		①不正競争又は不法行為に基づく使用差止請求 ②不正競争に基づく損害賠償請求 ③不法行為に基づく損害賠償請求	①棄却 ②棄却 ③棄却	裁判所ウェブサイト	25447549
東京地裁	H27.10.29	民	平成 26 年 (ワ) 第 16526 号	営	会員名簿		①不正競争、不法行為に基づく差止請求 ②不正競争、不法行為に基づく損害賠償請求	①棄却 ②棄却	裁判所ウェブサイト	25447591

裁判所	年月日	民刑	事件番号	争点となった情報	情報の内容	営業秘密該当性	請求	判決	掲載文献	LEX/DB 文献番号
大阪地裁	H27.11.13	刑	平成 27 年(わ)第 280 号 平成 27 年(わ)第 865 号	営	仕入関連情報等	○	(刑事)	・懲役 2 年及び罰金 100 万円 (完納できないときは、労役場に留置) ・執行猶予 3 年	-	25541839
大阪地裁	H27.11.26	民	平成 26 年(ワ)第 9099 号	営	顧客情報		①不正競争に基づく営業活動の差止請求 ②不正競争に基づく損害賠償請求	①棄却 ②棄却	裁判所ウェブサイト	25447636
大阪地裁	H27.12.17	民	平成 26 年(ワ)第 6406 号	営	患者情報		①不正競争に基づく差止請求 ②不正競争に基づく損害賠償請求	①棄却 ②棄却	裁判所ウェブサイト	25447745
知財高裁	H27.12.24	民	平成 24 年(ワ)第 33981 号	著	原稿記事		①不正競争防止法に基づく差止請求 ②所有権に基づく動産引渡請求 ③不法行為に基づく損害賠償請求	①棄却 ②棄却 ③棄却	裁判所ウェブサイト	25448130
横浜地裁	H28.1.29	刑	平成 27 年(わ)第 628 号 平成 27 年(わ)第 795 号	技	設計図面	○	(刑事)	・懲役 1 年 6 月及び罰金 80 万円 (被告人 a)、懲役 1 年 2 月及び罰金 60 万円 (被告人 b)、罰金 1400 万円 (被告会社 c) (完納できないときは、労役場に留置) ・執行猶予 3 年 (被告人 a、b)	-	25542109

裁判所	年月日	民刑	事件番号	争点となった情報	情報の内容	営業秘密該当性	請求	判決	掲載文献	LEX/DB 文献番号
東京地裁	H28.2.15	民	平成 27 年 (ワ) 第 17362 号	営	顧客カルテ		①不正取得行為に基づく損害賠償請求	①棄却	裁判所ウェブサイト	25447813
知財高裁	H28.3.8	民	平成 27 年 (ネ) 第 10118 号	営	顧客情報		①不法行為又は不正競争に基づく損害賠償請求	①控訴棄却	裁判所ウェブサイト	25447837
東京地裁	H28.3.29	刑	平成 26 年 (わ) 第 872 号	営	顧客情報	○	(刑事)	・懲役 3 年 6 月 及び罰金 30 万円 (完納できないときは, 労務場に留置)	-	25543202
東京地裁	H28.4.27	民	平成 25 年 (ワ) 第 30447 号	技	組立図、部品表	○	①不正取得行為に基づく使用差止請求 ②不当利得返還請求	①認容 ②棄却	裁判所ウェブサイト	25447938
東京地裁	H28.4.27	民	平成 26 年 (ワ) 第 9920 号	営	取引先情報等		①特許権に基づく差止請求 ②不法行為に基づく損害賠償請求 ③不正競争に基づく差止請求 ④不正競争に基づく損害賠償請求 ⑤契約上の返還義務又は所有権に基づく返還請求	①棄却 ②棄却 ③棄却 ④棄却 ⑤棄却	裁判所ウェブサイト	25447972
知財高裁	H28.4.27	民	平成 26 年 (ネ) 第 10059 号	技	ソースコード	○	①著作権侵害、不正競争又は不法行為に基づく損害賠償請求 (原審 A 事件) ②著作権侵害、不正競争に基づく差止請求 (原審 B 事件) ③著作権侵害、不正競争、不法行為に基づく損害賠償請求 (原審 B 事件)	①一部認容 ②却下 ③一部認容	裁判所ウェブサイト	25448025

裁判所	年月日	民刑	事件番号	争点となった情報	情報の内容	営業秘密該当性	請求	判決	掲載文献	LEX/DB 文献番号
東京地裁	H28.5.31	民	平成 25 年 (ワ) 第 15928 号	営	顧客情報		①不法行為、債務不履行又は不正競争に基づく損害賠償請求 ②不正競争に基づく営業差止請求 ③不正競争に基づく引渡請求	①一部認容 ②却下 ③棄却	裁判所ウェブサイト	25447995
知財高裁	H28.6.13	民	平成 27 年 (ネ) 第 10137 号	営	会員名簿		①不正競争に基づく差止請求 ②不正競争に基づく損害賠償請求 ③不法行為に基づく損害賠償請求	①棄却 ②棄却 ③棄却	裁判所ウェブサイト	25448014
富山地裁	H28.6.15	民	平成 26 年 (ワ) 第 223 号	営	顧客情報		①不正競争に基づく差止請求 ②不正競争及び不法行為に基づく損害賠償請求	①棄却 ②棄却	-	25543186
大阪地裁	H28.6.23	民	平成 25 年 (ワ) 第 12149 号	営	顧客情報	○	①不正競争に基づく使用差止請求 ②不正競争に基づく損害賠償請求 ③債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求 ④退職金規程に基づく返還請求	①認容 ②一部認容 ③一部認容 ④認容	裁判所ウェブサイト	25446744
東京地裁	H28.6.30	民	平成 26 年 (ワ) 第 22423 号	技	設計書・製造方法		①債務不履行又は不正競争に基づく差止請求 ②債務不履行ないし不法行為、又は不正競争に基づく損害賠償請求	①棄却 ②棄却	裁判所ウェブサイト	25448050
大阪地裁	H28.7.21	民	平成 26 年 (ワ) 第 11151 号 平成 25 年 (ワ) 第 13167 号	技	組成情報		①不正競争に基づく差止請求 ②不正競争に基づく損害賠償請求	①棄却 ②棄却	裁判所ウェブサイト	25448128

2. 各判例の概要

2.1. 大阪地判平成 26 年 10 月 23 日 (25446744)

平成 25 年(ワ)第 3058 号

【1】当事者

原告	被告
株式会社グリーンデザイン	株式会社デジタルマックス

当事者の関係

- 原告は、ホームページ及びインターネットシステムの企画、研究、開発、制作、デザイン及び保守管理業務等を目的とする株式会社である。
- 被告は、販売促進に関する宣伝用ツールの作成及び販売等を目的とする株式会社である。
- 原告代表者は、平成 21 年 10 月 1 日まで被告の代表取締役、平成 23 年 5 月 31 日まで被告の取締役であった者であり、同年 6 月 1 日、コンサルティング業務委託契約を締結して、1 年間被告の顧問となったが、同年 12 月 28 日、原告を設立した。

【2】請求および判決

請求	判決
契約に基づく請負代金支払請求	認容

請求の具体的な内容

被告は、原告に対し、321万5034円及びこれに対する平成24年12月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

判決の具体的な内容

- 被告は、原告に対し、321万5034円及びこれに対する平成24年12月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 訴訟費用は被告の負担とする。
- この判決は、仮に執行することができる。

【3】営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	・ 被告においては、企業秘密管理規程が定められ、企業秘密に関する申告があった場合には、速やかにこれを審査し、企業秘密を指定し、秘密を保持する期間、開示できるものの範囲などについて決定し、役員は入社及び退職にあたって、別に定める秘密保持誓約書を会社に提出しなければならない、文書管理についても、機密文書は鍵のあ
-------	--

	る箇所に保管するなどされていた。
有用性	<ul style="list-style-type: none"> ・ ア（本件システムの内容に関する情報）について 被告の主張：本件情報は、特許されており、有用な情報であり、非公知であったと主張。 裁判所の判断：当初の特許出願書類（乙44）とその後の出願（乙45）の解決すべき課題とはそれぞれ異なり、同じデジタルブック提供システムであっても、その内容が同一とはいえず、また、被告名義で特許された本件システムに関する特許についても、特許されるにあたって補正がされ、その内容は乙44出願とは当然異なっていることからすれば、乙44出願書類の内容自体が特許を受けたものということではできない。被告が主張する技術を1つの方式で行うという発想も、特許された内容と同一とはいえないし、従来から他社が提供していたデジタルブック提供サービスと異なる有用性を基礎付ける事実を認めるに足りる証拠はない。 ・ イ（外注先情報）について 被告が主張する外注先情報は、ファイブアークスやオブジェクトレイシャスという企業が存在し、外注先として被告と取引していたという単純な事実を過ぎず、役員及び従業員において、秘密として保持しなければならない有用な技術上又は営業上の情報とは認められない。 ・ ウ（顧客情報）について 被告が主張する顧客情報は、イングカワモトやディスコという企業が存在し、被告の得意先であったという単純な事実を過ぎず、役員及び従業員において、秘密として保持しなければならない有用な技術上又は営業上の情報とは認められない。
非公知性	—

【4】 営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	—
不正開示・使用	—

【5】 掲載文献

掲載文献	裁判所ウェブサイト
------	-----------

2.2. 東京地判平成 26 年 11 月 20 日 (25446791)

平成 25 年(ワ)第 25367 号

【1】当事者

原告	被告
原告甲	株式会社宮入バルブ製作所

当事者の関係
<ul style="list-style-type: none">・ 被告は、バルブの製造及び販売等を営む株式会社であり、原告は、平成 20 年 11 月 1 日から平成 21 年 6 月 25 日までの間、被告に従業員として勤務していた。・ 原告は、かねてからベトナム国内でのバルブ製造業務への関与を希望していたが、被告からベトナムのバルブメーカーである MINH HOA VALVE FACTORY (以下「ミン・ホア社」という。)への案内を依頼され、平成 23 年 12 月 10 日から 13 日までの間、被告担当者とともにミン・ホア社を訪れて、被告がベトナム国内で販売するバルブをミン・ホア社で製造することについて、同社担当者と打合せをした。被告は、原告のベトナムまでの旅費と宿泊費を負担し、部長職に対応する手当を原告に支給した。・ 原告は、平成 23 年 12 月 16 日頃、被告がベトナム国内で製造、販売するバルブ (モデル名「VM68」) の設計図 (組立図及び製作図 (甲 2, 3 の 1 ないし 14))。以下「本件設計図」といい、これに基づき製造されるバルブを「本件バルブ」という。)を作成し、同日、本件設計図のデータを添付した電子メールをミン・ホア社や被告の担当者らに送信した。本件設計図においては、菱形の中に「MS」の英大文字が横書きされた被告のロゴが本件バルブ上に表示されていた。なお、原告が本件設計図の作成について被告から報酬を受けた事実はない。・ 被告は、平成 25 年頃から、ベトナム国内において、モデル名を「VM68」とするバルブ (以下「被告製品」という。)の製造、販売を開始した。

【2】請求および判決

請求	判決
不正競争防止法に基づく差止請求	棄却
不正競争防止法に基づく損害賠償請求	棄却

請求の具体的な内容
1 被告は、製品名「VM-68」の容器用弁を製造し、販売し、無償配布し、第三者に引渡してはならない。
2 被告は、前項の物件を廃棄せよ。
3 被告は、原告に対し、448万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合によ

る金員を支払え。

判決の具体的な内容

原告の請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

【3】営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	—
有用性	<p>・原告は、平成23年12月10日から13日までの間、被告担当者とともにミン・ホア社を訪れて、被告がベトナム国内で販売するバルブをミン・ホア社で製造することについて、同社担当者と打合せをしたこと、その際、原告が上記バルブの図面を作成する話が出て、原告は、同月16日、その頃までに作成した本件設計図を電子メールに添付してミン・ホア社や被告の担当者らに送信したこと、原告は、同月28日の被告担当者との打合せの際、被告担当者に対し、本件設計図をそのまま、あるいは変更を加えて自由に使用してよい旨を述べたことが認められる。これらの事実によれば、原告は、被告がベトナム国内で製造、販売するためのものとして、本件設計図を作成し、被告に交付したのであるから、本件バルブは、被告にとって「他人の商品」に当たるとは認められない。</p> <p>原告は、平成23年8月頃に被告担当者与会った際に設計図の作成を依頼されたこと、同年11月頃に被告役員らと打合せをした際に、ベトナムでバルブを作りたいので協力してほしいと依頼され、被告取締役が「甲バルブを作る。」などと発言していたこと、平成25年6月に開催された被告の株主総会の際に被告の工場長が被告製品に係る図面の作成経緯について、「甲さんから基本的なところを頂いておりますが、それは、当社の図面に置き換えて、当社の寸法・形状というふうなことで提供していった」と発言したことからすると、原告と被告は、被告が原告の承諾なく本件設計図を第三者に提供したり、本件バルブを製造、販売したりしないことを合意したと主張する。しかしながら、上記のような被告取締役その他関係者の発言等があったとしても、これらによっては上記合意が成立したと認めるに足りず、他に上記合意が成立したことを認めるに足りる証拠はない。なお、原告は、本件設計図の作成について被告から報酬を受けていない（このことは、当事者間に争いが無い。）が、原告は、かねてからベトナム国内でのバルブ製造業務への関与を希望していたのであり、被告がミン・ホア社に本件バルブを製造させてベトナム国内で販売することになれば原告の希望の実現につながり得るからこそ、原告が自認するように、原告自身も報酬額の取決めをすることを想定していなかったのであって、報酬に関する取決めの無いことは、原告が本件設計図の自由な利用を被告に許したと認定することの妨げになるものではない。</p>

	そうすると、被告が本件設計図に基づいて被告製品を製造、販売しているとしても、被告の行為は、不正競争を構成しない。
非公知性	—

【4】 営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	—
不正開示・使用	—

【5】 掲載文献

掲載文献	裁判所ウェブサイト
------	-----------

2.3. 東京地判平成 26 年 12 月 19 日 (25540842)

平成 25 年(ワ)第 26310 号

【1】当事者

原告	被告
株式会社ユアビジネス	昭和飛行機工業株式会社

当事者の関係

- 原告は、各種金型、産業用機械・各種設備のデザイン、開発、設計、製造及び販売等を業とする株式会社であり、被告は、自動車その他の各種車両及びその部品の製造、修理及び加工並びに販売等を業とする株式会社である。
- 被告は、24キロリットル超の石油を積載できる超短尺タンクトレーラを量産するため、石油を収容するタンク部分の両端にある鏡板を量産することができる金型が必要となったので、金型製作業者から金型を調達することにした。
- 被告は、平成25年2月8日、同年4月24日、同年6月7日、同年7月29日、原告に対し、金型製作費用の概算見積りの提出を依頼し、原告は、同年2月14日、同年5月8日、同年6月11日、同年7月31日、金型製作費用の概算見積りを提出した。
- 被告は、大丸鐵興株式会社（以下「大丸鐵興」という。）に対し、平成25年2月19日、同年4月24日、同年6月7日、同年8月22日、金型製作費用の概算見積りの提出を依頼し、同社は、同年5月10日、同年6月26日、同年8月22日に金型製作費用の概算見積りを提出した。
- また、被告は、平成25年6月11日、株式会社片岡製作所に対し、金型製作費用の概算見積りの提出を依頼し、同社は、同月14日、金型製作費用の概算見積りを提出した。
- 被告は、鏡板製造のための金型の製造について大丸鐵興に発注することとして、同社に正式な見積りを出させ、同社に対し金型の製作を発注した。

【2】請求および判決

請求	判決
不正競争行為または不法行為に基づく損害賠償請求事件	棄却

請求の具体的な内容

被告は、原告に対し、3000万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

判決の具体的な内容

原告の請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

【3】 営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	<p>・ 不正競争防止法2条6項にいう「秘密として管理されている」と認められるためには、当該情報に接した者が秘密として管理されていることを認識することができる程度に秘密として管理されている実体があることが必要である。しかしながら、本件において、被告がこのことを争っているにもかかわらず、原告は、設計や開発を業務とする企業においては、開発した技術を秘密として管理する態勢を採っていることが慣行としても認められると主張するほか、被告が原告に交付した図面（乙1の2、5の1の3）の図枠欄外に英文で記載された「この図面及び技術情報は被告会社の所有物であり、被告会社による事前の書面による同意なくして、他の如何なる目的においても改変、複写、第三者に対する貸与、開示がなされないことを条件として交付するものである。被告会社からの要求があるときは速やかに返還されなければならない。」との趣旨の文言を援用して、各業者間において技術情報が秘密管理されるべきこと、互いに尊重すべきことについて暗黙の了解がされていると主張するにとどまり、本件において、原告が被告に開示した技術情報について、これに接する者が営業秘密であることが認識できるような措置を講じていたとか、これに接する者を限定していたなど、具体的に秘密として管理されている実体があることについて、主張も立証もしていない。</p>
有用性	—
非公知性	—

【4】 営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	—
不正開示・使用	—

【5】 掲載文献

掲載文献	—
------	---

2.4. 名古屋地判平成 27 年 1 月 20 日 (25505781)

平成 25 年(わ)第 2321 号、平成 25 年(わ)第 2587 号、平成 26 年(わ)第 224 号

【1】当事者

被告人
被告人P1

当事者の関係

・被告人は、東京都目黒区α×丁目×番×号a×××号室及び○○○号室において「P2」,「株式会社P3」の名称で情報の収集及び販売等の業務を営んでいたものである

【2】判決

判決

被告人を懲役 2 年 6 月に処する。
この裁判が確定した日から 5 年間その刑の執行を猶予する。

法令の適用

被告人の判示第 1 の所為のうち、同 1 の営業秘密不正取得の点は不正競争防止法 2 1 条 1 項 1 号に、同 2 の営業秘密不正取得後開示の点は同法 2 1 条 1 項 2 号に、判示第 2 及び第 3 の各所為はいずれも刑法 2 3 3 条にそれぞれ該当するが、判示第 1 の営業秘密不正取得 (同 1) と営業秘密不正取得後開示 (同 2) との間には手段結果の関係があるので、同法 5 4 条 1 項後段、1 0 条により 1 罪として犯情の重い営業秘密不正取得後開示罪の刑で処断することとし、各所定刑中いずれも懲役刑を選択し、以上は同法 4 5 条前段の併合罪であるから、同法 4 7 条本文、1 0 条により最も重い判示第 1 の罪の刑に法定の加重をした刑期の範囲内で被告人を懲役 2 年 6 月に処し、情状により同法 2 5 条 1 項を適用してこの裁判が確定した日から 5 年間その刑の執行を猶予することとし、訴訟費用については、刑事訴訟法 1 8 1 条 1 項本文により全部これを被告人に負担させることとする。

なお、判示第 1 の 2 の営業秘密不正取得後開示罪は親告罪 (不正競争防止法 2 1 条 3 項) であるところ、この事実自体については告訴に欠けるものの、営業秘密不正取得罪と営業秘密不正取得後使用・開示罪とは、罪質上、前者を手段として後者に発展することが通例であり、両罪の構成要件もそれが予定されている規定ぶりであると解され、本件においても被告人は P 9 に開示する目的で営業秘密を不正に取得し、それを同人に開示していることからすると、判示第 1 の 1 と同 2 とは手段結果の関係にあり、牽連犯で一罪と認められるため (客観的不可分)、訴訟要件に欠けるところはない (包括一罪は明文の規定がないものである上、本件では保護法益は共通するものの構成要件が異なることから、両罪は包括一罪ではなく、上記のとおり牽連犯となるものとした。)

【3】 営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	－
有用性	－
非公知性	－

【4】 営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	－
不正開示・使用	－

【5】 掲載文献

掲載文献	－
------	---

2.5. 知財高判平成 27 年 2 月 19 日 (25447086)

平成 25 年(ネ)第 10095 号

【1】当事者

原告	被告
東和レジスター東関東販売株式会社（被控訴人）	株式会社TOWA、X1、X2（控訴人）

当事者の関係

- 原告は、レジスター、計算機、電光表示器及び電光看板の販売等を業とする資本金の額が3000万円の株式会社であり、代表取締役をC（以下「C」という。）が務めている。
- 被告TOWAは、情報システム機器の企画、開発及び販売並びに事務用機器の販売、賃貸及び輸出入等を業とする資本金の額が3億円の株式会社であり、被告メックスの完全子会社である。

【2】請求および判決

請求	判決
不正競争または不法行為に基づく損害賠償請求	一部認容

請求の具体的な内容(控訴の趣旨)

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の控訴人らに対する請求をいずれも棄却する。

判決の具体的な内容

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 控訴人らは、被控訴人に対し、連帯して1110万4450円及びこれに対する平成23年7月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、控訴人らと被控訴人との間では、第1、2審を通じこれを10分し、その1を控訴人らの負担とし、その余を被控訴人の負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

【3】営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	・前記(ア)の認定事実、並びに前記第2、2の前提事実(2)イ及び(3)の事実によれば、被控訴人は、本件顧客情報を管理部に設置された顧客管理パソコンに集約した上で、施錠や警備装置の設置によって、管理部内への部外者の立入りを制限し、ま
-------	---

	<p>た、顧客管理パソコンについてのパスワードの設定、本件顧客情報へのアクセス権者の限定及び本件顧客情報の開示手続と開示された顧客情報の管理責任者の明確化によって、本件顧客情報の閲覧を制限し、さらに、就業規則等で本件顧客情報の守秘義務を従業員に課すとともに、その周知に努めていたものと認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、Bの陳述書（乙20）やAの陳述書（乙19）には、Bが平成21年9月に管理部から営業部に配置換えとなった後も、管理部の指示で、顧客管理パソコンの本件顧客情報から必要な情報を抽出してCDに記憶する作業を行っていた旨の記載があり、原審証人Aも、その証人尋問においてこれに沿う証言をするが、仮に、そのような事実があったとしても、Bは、前記のように本件就業規則等により守秘義務を課された状態で、管理部からの個別具体的な指示に基づいて当該作業を行っていたというものであるから、それによって直ちに本件顧客情報の秘密管理性が失われるものではない。
有用性	<ul style="list-style-type: none"> ・争点1（本件顧客情報が不正競争防止法2条6項の営業秘密に当たるか否か）については、次のとおり付加、訂正するほかは、原判決の「第3 当裁判所の判断」の1（1）に記載のとおりであるから、これを引用する。 <ul style="list-style-type: none"> ・証拠（甲80、証人E4）によれば、本件顧客情報は、平成22年3月当時、2万6378件に及ぶ販売先の名称、住所、連絡先、販売した時期や製品、価格、リース期間及び契約番号等から構成され、一般に知られていなかったこと、本件顧客情報から残リース期間等が少なくなった顧客を抽出して買替えや買増しを勧めると、飛込みで営業を行うよりも、効率良く販売することができたことが認められ、これらによると、本件顧客情報は、原告の事業活動に有用な営業上の情報であって、公然と知られていなかったものであると認められる。（東京地判H25.10.17[LEX/DB25445952]）
非公知性	<ul style="list-style-type: none"> ・争点1（本件顧客情報が不正競争防止法2条6項の営業秘密に当たるか否か）については、次のとおり付加、訂正するほかは、原判決の「第3 当裁判所の判断」の1（1）に記載のとおりであるから、これを引用する。 <ul style="list-style-type: none"> ・証拠（甲80、証人E4）によれば、本件顧客情報は、平成22年3月当時、2万6378件に及ぶ販売先の名称、住所、連絡先、販売した時期や製品、価格、リース期間及び契約番号等から構成され、一般に知られていなかったこと、本件顧客情報から残リース期間等が少なくなった顧客を抽出して買替えや買増しを勧めると、飛込みで営業を行うよりも、効率良く販売することができたことが認められ、これらによると、本件顧客情報は、原告の事業活動に有用な営業上の情報であって、公然と知られていなかったものであると認められる。（東京地判H25.10.17[LEX/DB25445952]）

【4】営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	－
不正開示・使用	－

【5】掲載文献

掲載文献	裁判所ウェブサイト
------	-----------

2.6. 東京地判平成 27 年 2 月 27 日 (25447165)

平成 24 年(ワ)第 33981 号

【1】当事者

原告	被告
株式会社読売新聞東京本社	被告 A

当事者の関係

- 原告は、日刊新聞の発行及び販売に係る業務等を目的とする株式会社であり、石川県、岐阜県、愛知県、三重県以東の 23 都道府県において、日刊新聞「読売新聞」(以下「読売新聞」という。)を発行している。
- 原告は、株式会社読売新聞グループ本社(以下「読売新聞グループ本社」という。)の完全子会社であり、読売新聞グループ本社は、原告のほか、プロ野球球団である「読売ジャイアンツ」を運営する株式会社読売巨人軍(以下「巨人軍」という。)、株式会社読売新聞大阪本社及び株式会社読売新聞西部本社、株式会社中央公論新社等の子会社株式を所有している(以下、読売新聞グループ本社及びその子会社を総称して、「読売グループ」という。)
- 被告は、昭和 50 年 4 月、原告(当時の商号「株式会社読売新聞社」)に地方勤務採用で入社し、読売新聞の記者として取材及び記事の執筆業務に従事し、平成 13 年 1 月に読売新聞中部本社(当時)社会部長、平成 14 年 10 月に原告の編集委員に、平成 16 年 6 月 1 日に同運動部長となり、その後、同年 8 月、原告の従業員として巨人軍に出向となり、巨人軍の取締役球団代表兼編成本部長に就任した。
- 被告は、平成 22 年 10 月 12 日に、原告を定年退職したが、その後も巨人軍の取締役球団代表等の職務は続けた。
- 被告は、平成 23 年 6 月には、巨人軍の専務取締役球団代表兼 GM(ゼネラルマネージャー)・編成本部長・オーナー代行に就任したが、同年 11 月 18 日の巨人軍における株主総会決議によって、巨人軍の取締役を解任された。

【2】請求および判決

請求	判決
著作権法に基づく差止等請求	認容
不正競争防止法に基づく差止請求	棄却
所有権に基づく動産引渡請求	棄却
不法行為に基づく損害賠償請求	一部認容

請求の具体的な内容

- 被告は、別紙第一目録記載の各原稿を複製し、頒布してはならない。
- 被告は、別紙第一目録記載の各原稿に記載された情報の全部又は一部を使用し、又は第三者をして使用させてはならない。

3	被告は、別紙第一目録記載の各原稿に記載された情報の全部又は一部を、第三者に開示してはならない。
4	被告は、別紙第一目録記載の各原稿並びにこれに記載された情報の全部又は一部を記録したフロッピーディスク及びコンピュータのファイル等の磁気媒体並びにこれらを印字した紙媒体その他一切の媒体を廃棄せよ。
5	被告は、原告に対し、別紙第二目録記載の各物件を引き渡せ。
6	被告は、原告に対し、1100万円及びこれに対する平成22年12月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
7	訴訟費用は被告の負担とする。
8	仮執行宣言

判決の具体的な内容	
1	被告は、別紙第一目録記載の各原稿を複製し、頒布してはならない。
2	被告は、別紙第一目録記載の各原稿並びにこれを記録したフロッピーディスク及びコンピュータのファイル等の磁気媒体並びにこれらを印字した紙媒体を廃棄せよ。
3	被告は、原告に対し、30万円及びこれに対する平成22年12月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
4	原告のその余の請求をいずれも棄却する。
5	訴訟費用は、これを10分し、その9を原告の、その余を被告の負担とする。
6	この判決は、第1項及び第3項に限り、仮に執行することができる。

【3】営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	—
有用性	—
非公知性	<p>・原告は、本件営業秘密とされる内容と同一であるとするDのメモにつき、特段の秘密保持に関する契約等も締結することなく、日本経済新聞社に「私の履歴書」として連載することを予定して提供している。そして、原告が本件営業秘密であると主張する内容の一部につき、これとほぼ同旨の内容が日本経済新聞の「私の履歴書」に連載され、これは「野球は人生そのものだ」として単行本化もされているほか、前記1(3)で認定したとおり、東京読売新聞を含む全国紙の報道により公知となっている内容も存するものである。</p> <p>そして、原告は、長嶋氏関連原稿は、いずれも原告の営業秘密に該当するものとして記事編集機に保存されたものであるとすると、前記1(2)、(3)で認定したとおり、記事編集機に保存された内容には既に公知となったものも多数含まれていることからすると、記事編集機に保存された内容の全てが非公知であるとは認められないこととなる。</p>

	<p>これらを踏まえれば、本件営業秘密のうちの川上氏関連原稿に係る部分についても、平成25年10月31日にその一部が新聞記事として公表されるまでの分について非公知であるとの立証がないことに帰するほか、川上氏関連原稿につき、川上氏に対する取材を全く行っていないDにおいて、なぜ本件送信原稿15（甲46の15）の10行の文章を付加することができたのかについても合理的な説明がされていないことからしても、川上氏関連原稿の非公知性については原告による立証がされたものとは認め難い。</p> <p>以上の検討によれば、本件営業秘密が不競法2条6項所定の秘密管理性及び有用性を有するか否かはともかく、少なくとも非公知であるとの立証はないというべきである。</p>
--	---

【4】 営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	<p>・ 被告がDから第1のメールないし第3のメールの送付を受けた動機については明らかとはいえないものの、被告においてこれらに添付されていた本件各送信原稿が記事編集機から取得されたものであるとの認識を持ち得るものと認めることはできないから、原告の主張する本件営業秘密につき、被告において、刑罰法規違反に該当する行為やそれと同等の違法性を有する公序良俗違反の行為を通じて営業秘密を取得したものと認められないというべきである。</p>
不正開示・使用	—

【5】 掲載文献

掲載文献	裁判所ウェブサイト
------	-----------

2.7. 東京地判平成 27 年 3 月 9 日 (25506161)

平成 26 年特(わ)第 438 号

【1】当事者

被告人
被告人 q 1

当事者の関係

・被告人は、平成 15 年 2 月 24 日から平成 20 年 5 月 14 日までの間、電子情報処理機器の製造、輸出入及び販売等を目的とする q 2 株式会社（以下「q 2」という。）の従業員として、電気機械器具製造等を目的とする株式会社 q 3（以下「q 3」という。）と q 4 が、NAND 型フラッシュメモリの共同開発等の事業を行っていた三重県四日市市 α × × × 番地所在の q 5 工場（以下「q 5 工場」という。）において、q 3 から、同事業に関する故障解析等の業務のため、q 3、q 4 及び q 2（以下「3 社」という。）が保有する営業秘密が記録され、q 3 が管理する営業秘密記録媒体たるコンピュータ・ネットワーク内のデータベースにアクセスするための識別符号及び同データベース内に電磁的記録として蔵置された 3 社の営業秘密を閲覧・編集する権限を付与されるなどして、3 社から営業秘密を示される

【2】判決

判決

被告人を懲役 5 年及び罰金 300 万円に処する。

その罰金を完納することができないときは、金 1 万円を 1 日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

押収してある外付けハードディスク 1 個（平成 27 年押第 6 号の 1）を没収する。

訴訟費用は被告人の負担とする。

法令の適用

1 罰条

包括して平成 21 年法律第 30 号による改正前の不正競争防止法 21 条 1 項 3 号

2 刑種の選択

懲役刑及び罰金刑を併科

3 労役場留置

刑法 18 条

4 没収

刑法 19 条 1 項 2 号、2 項本文（判示の犯行の用に供した物で被告人以外の者に属しない。）

5 訴訟費用の負担

刑事訴訟法 181 条 1 項本文

【3】営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	<p>・ q 3 から、同事業に関する故障解析等の業務のため、q 3、q 4 及び q 2（以下「3社」という。）が保有する営業秘密が記録され、q 3 が管理する営業秘密記録媒体たるコンピュータ・ネットワーク内のデータベースにアクセスするための識別符号及び同データベース内に電磁的記録として蔵置された3社の営業秘密を閲覧・編集する権限を付与されるなどして、3社から営業秘密を示されるとともに、3社に対し、q 2 在職中においては個人所有の電磁的記録媒体等への前記営業秘密の複製禁止等の内部規則を遵守することはもとより、退職後も q 5 工場で知った営業秘密を保持すべき任務を負っていた</p>
有用性	—
非公知性	—

【4】営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	<p>・ 不正の競争の目的で、平成20年1月頃から同年5月頃までの間、q 5 工場において、前記データベース内に蔵置された電磁的記録を閲覧・編集するための端末として q 3 から貸与されていたコンピュータに、q 2 から貸与され、q 5 工場外への持ち出しが禁止されていた可搬型記録媒体を接続するなどし、前記データベース内に蔵置され、3社のNAND型フラッシュメモリの開発等に係る営業秘密が記録された「43 nm NAND PE-CVD トランスファー資料」ほか9ファイル及び「43 nm N/K 16G D2 Y4-DAT1 Data Retention 500h update. ppt」ファイル（合計11ファイル）を含む多数の電磁的記録を、前記可搬型記録媒体内に順次複写し、さらに、同年6月17日頃、同市β×××番地×所在の当時の被告人方において、前記可搬型記録媒体等を介して被告人所有に係るパーソナルコンピュータ等のハードディスク内に蔵置した前記11ファイルを含む多数の電磁的記録を、被告人所有に係る外付けハードディスク（平成27年押第6号の1）内に順次複写し、もって前記営業秘密記録媒体の管理に係る任務に背いて3社のNAND型フラッシュメモリの開発等に係る営業秘密が記録された多数の電磁的記録の複製を作成した上</p> <p>1 同年7月18日頃、大韓民国京畿道利川市所在の q 6 株式会社において、不特定多数の同社従業員に対し、前記複製に係る「43 nm NAND PE-CVD トランスファー資料」ほか9ファイル内の営業秘密を用いて被告人が作成した「Summary of Toshiba DR Experiment. ppt」ファイルをスライド映写して開示した。</p> <p>2 平成22年4月21日頃、同国忠清北道清州市<以下略>所在の q 6 株式会社 q</p>
------	---

	7事業所において、同社従業員に対し、前記複製に係る「43nm N/K 16G D2 Y4-DAT1 Data Retention 500h update. ppt」ファイルを添付した電子メールを、同社管理のコンピュータ・ネットワークを介して送信して開示した。
不正開示・使用	—

【5】掲載文献

掲載文献	判例時報2276号143頁
------	---------------

2.8. 大阪地判平成 27 年 3 月 12 日 (25447163)

平成 25 年(ワ)第 10955 号

【1】当事者

原告	被告
株式会社成学社	被告 P 1、被告 P 2

当事者の関係

- 原告は、学習塾の経営等を目的とする株式会社である。原告は、近畿地方を中心に約 200 箇所の教室を有しており、全体で 2 万 5 0 0 0 人を超える塾生が通塾している。原告の C 1 教室（以下「C 1 教室」という。）は、大阪市 A 1 に所在している。
- 被告 P 1 は、平成 2 0 年 1 2 月 2 4 日付けで、非常勤講師として原告に採用され（甲 2、8）、平成 2 1 年 4 月 4 日付けで、原告の契約社員となり（甲 9）、平成 2 5 年 8 月 8 日をもって、原告を退職した者である（甲 3）。
- 被告 P 2 は、少なくとも名目上は、本件学習塾の経営者である（本件学習塾の実質上の経営者を誰とみるかは争いがある。以後の前提事実の事実摘示内についても同様である。）。本件学習塾は大阪市 A 2 に設置されており、C 1 教室との距離は、直線距離にして約 4 3 0 メートルである（甲 1 2）。

【2】請求および判決

請求	判決
契約に基づく営業行為の差止請求（P1）、不法行為ないし信義則に基づく営業行為の差止請求（P2）	認容
不正競争行為に基づく差止請求	棄却
不正競争行為に基づく差止請求	棄却
債務不履行、不法行為ないし不正競争防止法に基づく損害賠償請求	一部認容

請求の具体的な内容

- 1 被告らは、平成 2 7 年 8 月 8 日まで、大阪市 A 1 から半径 2 キロメートルの区域内において、学習塾を開設し、又は営業をしてはならない。
- 2 被告らは、別紙塾生目録記載の塾生管理情報を用いて、営業活動をしてはならない。
- 3 被告らは、別紙塾生目録記載の塾生管理情報を廃棄せよ。
- 4 被告 P 1 は、第三者に対し、原告の教育システムでは成績が上がらない旨及び原告の教室が閉鎖される旨の虚偽の陳述をしてはならない。
- 5 被告らは、原告に対し、各自 3 4 9 8 万 7 2 6 1 円を支払え。

判決の具体的な内容

- 1 被告P1は、平成27年8月8日まで、大阪市A1から半径2キロメートルの区域内において、学習塾を開設し、又は営業をしてはならない。
- 2 被告らは、原告に対し、各自992万3145円を支払え。
- 3 原告の被告らに対するその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、原告と被告P1の間においては、原告に生じた費用の10分の2を被告P1の負担とし、その余は各自の負担とし、原告と被告P2の間においては、原告に生じた費用の10分の1を被告P2の負担とし、その余は各自の負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

【3】営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	—
有用性	—
非公知性	—

【4】営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	—
不正開示・使用	—

【5】掲載文献

掲載文献	裁判所ウェブサイト
------	-----------

2.9. 東京地判平成 27 年 3 月 27 日 (25540197)

平成 25 年(ワ)第 13802 号

【1】当事者

原告	被告
株式会社レガシィ、税理士法人レガシィ	被告 B

当事者の関係

- 原告会社は、金融、財務、その他の資産の管理及び運用に関する総合コンサルティング業務、経営コンサルティング業務、会計事務代行業務等を目的とする株式会社であり、原告法人は、他人の求めに応じ、租税に関し、税理士法 2 条 1 項に定める税務代理・税務書類の作成及び税務相談に関する事務等を行うこと等を目的とする税理士法人である。
- 被告は、平成 22 年 1 月 1 日、原告法人及び原告会社のそれぞれとの間において、雇用契約を締結した。そして、被告は、同日から同年 9 月 30 日までの間、原告らの下で税務スタッフとして就労していた。

【2】請求および判決

請求	判決
契約上の機密保持義務違反による債務不履行に基づく損害賠償請求	棄却

請求の具体的な内容

- 被告は、原告株式会社レガシィに対し、200万円及びこれに対する平成25年6月2日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 被告は、原告税理士法人レガシィに対し、200万円及びこれに対する平成25年6月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 訴訟費用は被告の負担とする。
- 仮執行宣言

判決の具体的な内容

- 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は原告らの負担とする。

【3】営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	・ 営業秘密における秘密管理性とは、情報・秘密へのアクセスの人的・物理的制限（アクセスの管理）、情報・秘密の区分・特定・表示（秘密の客観的認識可能性）、これらの管理を機能させるための組織の整備（組織的管理）の諸点を総合して判断すべきものであるところ、証拠（甲 8）及び弁論の全趣旨によれば、原告らの本件データの管
-------	--

	<p>理体制については、次のとおりに認めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すなわち、原告らは、部外者がアクセスできないように構築されたイントラネット内に本件データを含む各種データを保管し、従業員には、事務所内に設置されたパソコンから保管されたデータにアクセスさせながら執務させている。この原告ら事務所内に設置されているパソコンを従業員が起動するには、従業員各自が与えられているパソコン用のIDとパスワードを入力する必要がある。このIDとパスワードは、原告らのイントラネット内のフォルダに保存されている各種データのうち、当該従業員がアクセスを許されているものとそうではないものとを識別する役割を果たしている。その識別は、イントラネット内にアクセスする際に改めてIDやパスワードを入力させるのではなく、どのIDとパスワードでパソコンを起動させたかによって自動的にされる。そして、本件データを含む集計シートのデータのように機密性の高いものについては、アクセス可能なのは正社員及び役員のみであり、パート・アルバイトや派遣スタッフはアクセスすることができない。 <p>そうすると、本件データは、秘密として管理されていたものと解すべきである。</p>
有用性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有用性とは、正当な事業活動を行ううえで客観的な経済価値を有することをいい、製品の設計図や製法などのような技術的情報のみならず、顧客名簿、営業マニュアル等の営業情報も含むと解されるところ、前提となる事実（3）アのとおり、本件データには顧客の名称、一部の顧客に関する報酬の時間単価が記載されていることから、その有用性を否定することはできない。 ・ なお、被告は、前提となる事実（5）のとおり、別件訴訟の証拠として、本件データを書証として印字した書面を平成23年12月6日に受領していながら、約1年後に、Cが被告から本件データを入手したことを知るまで、調査等に着手していなかった経緯があり、そのことは、本件データが重要なものではなかったことを意味する旨の主張をするが、有用性のある非公知の情報が流出したとしても、それに対してどのような対応を取るかは、流出した情報の内容・量、流出により拡散した範囲、当該情報の重要さ等の諸要素を踏まえて、経営上の判断によって決められるものであり、被告主張のような事情があったとしても、ただちに本件データの有用性を否定することになるものではない。
非公知性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非公知性とは、当該情報がいまだ公然と知られていない情報であることをいうところ、前提となる事実（3）アのとおり、本件データは、原告らの従業員の労働時間数に留まらず、原告らの顧客の名称、原告らが受任した業務に関する報酬を内容としている点で、原告会社内部における情報を記載したものであって、後記（3）に認定したとおり、当該情報を保有者の管理下以外では一般的に入手できない状態にあるという本件データの管理体制に照らすと、本件データの非公知性を認めることができる。

【4】 営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	—
不正開示・使用	・ 漏洩とは、いまだその情報の内容を知らない第三者に情報を伝達することをいうところ、既にその情報を熟知する者に交付するものであっても、その者が提供した情報をさらにその情報の内容を知らない第三者に伝達することが当然に予定されているような場合には、漏洩したことになるというべきである。そして、公開の法廷で行われる訴訟に利用することを前提とした情報の提供も、その情報の内容を知らない第三者に伝達することが当然に予定されている場合として、漏洩に当たるものというのが相当である。

【5】 掲載文献

掲載文献	労働経済判例速報 2 2 4 6 号 3 頁
------	------------------------

2.10. 知財高判平成 27 年 5 月 27 日 (25447272)

平成 27 年(ネ)第 10015 号

【1】当事者

原告	被告
控訴人：株式会社ユアビジネス	被控訴人：昭和飛行機工業株式会社

当事者の関係

- 原告は、各種金型、産業用機械・各種設備のデザイン、開発、設計、製造及び販売等を業とする株式会社であり、被告は、自動車その他の各種車両及びその部品の製造、修理及び加工並びに販売等を業とする株式会社である。
- 被告は、24キロリットル超の石油を積載できる超短尺タンクトレーラを量産するため、石油を収容するタンク部分の両端にある鏡板を量産することができる金型が必要となったので、金型製作者から金型を調達することにした。
- 被告は、平成25年2月8日、同年4月24日、同年6月7日、同年7月29日、原告に対し、金型製作費用の概算見積りの提出を依頼し、原告は、同年2月14日、同年5月8日、同年6月11日、同年7月31日、金型製作費用の概算見積りを提出した。
- 被告は、大丸鐵興株式会社（以下「大丸鐵興」という。）に対し、平成25年2月19日、同年4月24日、同年6月7日、同年8月22日、金型製作費用の概算見積りの提出を依頼し、同社は、同年5月10日、同年6月26日、同年8月22日に金型製作費用の概算見積りを提出した。
- また、被告は、平成25年6月11日、株式会社片岡製作所に対し、金型製作費用の概算見積りの提出を依頼し、同社は、同月14日、金型製作費用の概算見積りを提出した。
- 被告は、鏡板製造のための金型の製造について大丸鐵興に発注することとして、同社に正式な見積りを出させ、同社に対し金型の製作を発注した。

【2】請求および判決

請求	判決
不正競争又は不法行為に基づく損害賠償請求	棄却

請求の具体的な内容（控訴の趣旨）

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、3000万円及びこれに対する平成25年10月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

判決の具体的な内容

- 1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は控訴人の負担とする。

【3】 営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	・ 控訴人代表者作成の陳述書（甲16）にも、控訴人の取引する業界では、お互いにそれぞれの有する技術ノウハウを尊重しており、契約の成約時に秘密保持契約を締結していること、成約までの過程で技術資料の交換を行うことはあるが、その際、いちいち秘密保持契約を締結するわけにはいかないため、成約時に契約すること、その間は当事者同士が互いに秘密を守ってきていることが記載されているにとどまっている。上記陳述書の記載は、本件において、控訴人が被控訴人に開示した技術情報について、これに接する者が営業秘密であることが認識できるような措置を講じていたとか、これに接する者を限定していたなど、上記情報が具体的に秘密として管理されている実体があることを裏付けるものではない。
有用性	—
非公知性	—

【4】 営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	—
不正開示・使用	—

【5】 掲載文献

掲載文献	裁判所ウェブサイト
------	-----------

2.11. 名古屋高判平成 27 年 7 月 29 日 (25541038)

平成 26 年(う)第 327 号

【1】当事者

被告人
被告人 a (中国籍)

当事者の関係

- ・ 金属工作機械の製造、販売等を業とする b 株式会社 (以下「b」ともいう。) の従業員であり、同社からその保有する営業秘密を示されていた

【2】請求および判決

判決の具体的な内容

本件控訴を棄却する。

【3】営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	—
有用性	<ul style="list-style-type: none">・ 本件ファイルについて、原判決は、それらが本件工作機械の主軸に関する組図や部品図 (3Dデータを含む。) といった設計図面の一部であること、組図には本件工作機械の主軸を構成する多くの部品の組合せ方法が記載されていること、部品図は素材を表す木型図と最終的な形状を表す加工図で構成され、後者には加工で許される誤差の範囲を示す公差や精度要求の数値が記載されていること、部品図のうちの 3D データは、本件工作機械の形状の確認や部品の強度等について、コンピュータによるシミュレーション解析をするのに用いられることなどを認定した上、これらによれば、本件ファイルは、本件工作機械の製造に利用される図面情報であり、本件工作機械を製造、販売する同社の事業活動に有用な技術上の情報であって、有用性が認められる旨説示するところ、以上の判断に誤りはない。・ 所論は、本件工作機械の主要な部分に他社の特注部品が用いられていて、その部品の製造図面は b が保有していないこと、本件工作機械を作動させるためには他社の制御装置に係る電気図面情報が必要であるのに、本件ファイルにはそれらの情報が含まれていないことを指摘し、仮に、他社の協力を得るなどして上記の不備を補ったとしても、部品を組み立てるには高度の技術が必要であることを指摘して、結局、第三者が本件ファイルを入手しても本件工作機械の製造や販売等の事業活動に役立てることはできず、したがって b に応分の被害を及ぼすような情報でもないから、有用性は認められないと主張する。しかし、所論は、原審段階の主張と同旨であり、原判決が適切に排斥済みである。情報を取得する第三者において当該情報を実際に役立てられる

	かどうかが判断の要素であるかのようにいう所論は、独自の解釈に基づくものであり、採り得ない。
非公知性	—

【4】 営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	—
不正開示・使用	—

【5】 掲載文献

掲載文献	—
------	---

2.12. 東京地判平成 27 年 8 月 27 日 (25447488)

平成 26 年(ワ)第 19616 号

【1】当事者

原告	被告
株式会社三実通商	三栄産業株式会社

当事者の関係

- 原告は、防犯、防火、防災及び安全に関する設備、機器及びシステムの販売等を目的とする株式会社（平成 2 年 1 0 月設立、資本金 2 3 0 0 万円）であり、被告は、各種鞆類の製造販売等を目的とする株式会社（昭和 5 1 年 7 月 2 日設立、資本金 1 0 0 0 万円）である。
- 原告は、平成 1 5 年ころ以降、被告に SOK 向けの原告鞆を製造させるため、被告に対し、ディンプルキー「スーパー Z 錠」（以下「Z 錠」といい、Z 錠に対応した本件鍵情報記載の構造を有する鍵を「Z 錠用鍵」という。）を有償で譲渡した上、被告から、被告が Z 錠を使用して製造した Z 錠付き鞆（以下「原告鞆」という。）を購入し、これを SOK に販売するようになった。
- 被告は、平成 2 5 年、SOK が実施した業務用鍵付き鞆の入札に参加し、同入札に参加していた原告を下回る価額（最低落札価格と同額）で応札して落札した。被告は、そのころ以降、SOK に対し、自ら製造する差込式ディンプルキー「SE-1 錠」（以下「SE 錠」という。）を使用して製造した SE 錠付き鞆（以下「被告鞆」という。）を販売している。
- 被告は、SOK に対して、被告鞆を納入するとともに、SE 錠を開錠することができるピン穴を打刻した鍵（以下「SE 錠用鍵」という。）の表面に Z 錠を開錠することのできるピン穴を二重に打刻した二重打刻鍵を納入している。

【2】請求および判決

請求	判決
不正競争行為に基づく差止請求	棄却、却下
独占禁止法に基づく差止請求	棄却
債務不履行、不法行為、不正競争行為に基づく損害賠償請求	棄却

請求の具体的な内容

- 1 被告は、自ら又は第三者をして、別紙物件目録記載の鍵を製造し、販売し、使用し又は頒布してはならない。
- 2 被告は、被告保有に係る別紙物件目録記載の鍵を廃棄せよ。
- 3 被告は、錠前付き鞆の販売事業に関して、別紙営業秘密目録 1 及び 2 記載の各営業秘密を使用し、又は第三者に開示してはならない。
- 4 被告は、別紙営業秘密目録 1 記載の情報をを使用して製造した鍵を廃棄せよ。

5 被告は、原告に対し、2733万1214円及びこれに対する平成26年8月30日（訴状送達の日
の翌日）から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

判決の具体的な内容

- 1 別紙営業秘密目録2記載（2）の営業秘密の使用及び開示の各差止請求に係る訴えを却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

【3】営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原告が、平成26年7月30日に本件訴訟を提起した後、口頭弁論の終結日（平成27年5月28日）に至るまで、本件鍵情報と同一内容が記載された訴状別紙「営業秘密目録」記載1につき、民事訴訟法92条1項2号に基づく閲覧等制限の申立てさえせず、その結果、約10か月間にわたって、本件鍵情報が何人も自由に閲覧できる状態に置かれていたこと（同法91条1項参照）も併せ考慮すれば、本件鍵情報に営業秘密性（非公知性、秘密管理性）があると認めることはできない。 ・ 原告は、本件名簿情報1及び2は鍵のかかるキャビネット内に保管された台帳及びログインが必要なシステム上で管理され、台帳については鍵を借りる許可を得た従業員のみが、システムについては、原告からアカウントを発行され、パスワードを設定した従業員のみが、それぞれアクセスできる旨主張するが、本件名簿情報1及び2にアクセスできる従業員の範囲等について具体的な主張立証はない。かえって、原告は、平成26年7月30日に本件訴訟を提起した後、口頭弁論終結日（平成27年5月28日）に至るまで、本件名簿情報1と同一内容が記載された訴状別紙営業秘密目録記載2及び同別紙顧客名簿目録、並びに本件名簿情報2と同一内容が記載された訴状別紙営業秘密目録記載3について、いずれも民事訴訟法92条1項2号に基づく閲覧等制限の申立てさえせず、その結果、約10か月間にわたって、本件名簿情報1及び2は何人も自由に閲覧できる状態に置かれていたこと（同法91条1項参照）を併せ考慮すれば、本件名簿情報1及び2に営業秘密性（非公知性、秘密管理性）があるとは認め難い。
有用性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件名簿情報1は、その対象顧客数がわずか13にすぎない上、その多くが金融機関や大手警備会社などであり、しかも、その内容は顧客名及び所在地のみである。そうすると、本件名簿情報1は、原告の名簿によらずとも第三者が容易に入手可能な情報というべきであって、経済的有用性を有する情報に当たるとは認め難い。 ・ 原告は、本件名簿情報1の有用性について、本件名簿情報2の内容（本件名簿情報1に記載された会社が原告靴を購入し、今後も同様の需要があること、当該事業者の中での調達決定権者、原告靴の使用目的や主に使用している商品の大きさや数、買い替えが想定される時期など）も踏まえた全体としての情報について判断すべきであるな

	<p>どと主張する。しかしながら、前記1のとおり、本件名簿情報2の内容は具体的に特定されていない上、その具体的内容を認めるに足る証拠も全く提出されていないのであるから、本件名簿情報1及び2が経済的有用性を有する情報であるということとはできない。</p>
非公知性	<p>・本件鍵情報について検討するに、原告が、原告鞆及びZ錠用鍵をSOKに交付するに際し、特にSOKに対し本件鍵情報についての守秘義務を課していたと認めるに足りる証拠は一切ないから、本件鍵情報は、原告によってSOKに開示されていたというべきである（なお、原告は、ディンプルキーに関する専門的知識がなければZ錠用鍵上の本件鍵情報を形式的に認識することしかできないから、SOKにZ錠用鍵等を交付したとしても本件鍵情報をSOKに開示したことにはならない旨主張するが、本件鍵情報の内容は、Z錠用鍵のピン穴に関する位置、大きさ、深さ等であって、Z錠の開錠機構やそれぞれのピン穴が開錠機構において果たす具体的役割等ではないから、原告の主張は失当である。）。</p>

【4】 営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	—
不正開示・使用	—

【5】 掲載文献

掲載文献	裁判所ウェブサイト
------	-----------

2.13. 東京地判平成 27 年 9 月 3 日 (25447436)

平成 26 年(ワ)第 22625 号

【1】当事者

原告	被告
株式会社明日香特殊検査研究所	ウシオ電機株式会社

当事者の関係

- ・ 原告は、人や動物の血液検査の受託、体外診断用医薬品の開発等を業とする株式会社である。
- ・ 原告は、医薬品製造業及び医薬品製造販売業の許可を受けており、体外診断用医薬品であるポイントストリップフェリチン500等の製造販売の届出をしている。
- ・ 被告は、光応用製品事業、医薬品の製造販売等を業とする株式会社である。

【2】請求および判決

請求	判決
債務不履行又は不正競争行為に基づく損害賠償請求	棄却
所有権に基づく返還及び製造販売の禁止請求	棄却

請求の具体的な内容

- 1 被告は、原告に対し、7100万円及びこれに対する平成26年9月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告に対し、別紙1の1～4記載の各文書（以下「本件文書1」と総称する。）及びこれらに基づいて被告が作成又は改変した文書並びに別紙2の1～9記載の各文書（以下「本件文書2」と総称する。）及びこれらに基づいて被告が作成又は改変した文書を返還し、かつ、被告の社内キャビネット内又は被告の担当従業員が使用するパソコン内からこれらの文書を消去せよ。
- 3 被告は、原告に対し、別紙3の1～3記載の各文書（以下「本件文書3」と総称する。）を返還せよ。
- 4 被告は、本件文書3を使用して同種の薬品類を製造販売してはならない。

判決の具体的な内容

原告の請求をいずれも棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。

【3】営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	—
有用性	—

非公知性	—
------	---

【4】 営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	—
不正開示・使用	<ul style="list-style-type: none"> ・本件文書1及び2は原告の事業所におけるポイントストリップフェリチン500の製造等に係る書類であるのに対し、本件各申請は被告がその事業所で医薬品を製造することの許可に関するものであるから、本件文書1及び2をそのまま本件各申請に使用することは困難と考えられる。そして、上記の経過に照らせば、被告は、本件文書1及び2に依拠することなく本件各申請に必要な書類を作成することができたと解することが可能である。そうすると、被告が本件契約の有効期間中に本件各申請を行ったことの当否はさておき、被告がそのために本件文書1及び2を使用したと認められない以上、被告の行為が本件契約に違反し、又は原告の営業秘密の不正使用等に当たるとする原告の主張を採用することはできない。 ・被告が上記届出又は本件製造をするに当たり本件文書3を使用したことをうかがわせる証拠はない。

【5】 掲載文献

掲載文献	裁判所ウェブサイト
------	-----------

2.14. 東京高判平成 27 年 9 月 4 日 (25541281)

平成 27 年(う)第 828 号

【1】当事者

被告人
被告人 A

当事者の関係

- ・ 電子情報処理機器の製造等を目的とする a 株式会社の従業員であった被告人が、同社の米国親会社と電気機械器具の製造等を目的とする株式会社 b とが行っていた NAND 型フラッシュメモリの共同開発事業に関する故障解析等の業務のため、これら 3 社が保有する営業秘密を示されるとともに、3 社に対し、a に在職中はもとより、退職後も営業秘密を保持すべき任務を負っていた

【2】判決

判決の具体的な内容

本件控訴を棄却する。

当審における未決勾留日数中 150 日を原判決の懲役刑に算入する。

【3】営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	—
有用性	<ul style="list-style-type: none">・ これらの事情によれば、NAND 型フラッシュメモリは、高度情報通信社会を支える重要な電子部品・機器となっており、今後も市場の拡大が見込まれるものであって、同メモリ事業は、我が国の半導体産業にとっても b にとっても、重要な産業分野となっているところ、本件開示情報は、信頼性の高い同メモリを低コストで製造するために必要不可欠な技術情報であって高い秘匿性、有用性を持つものであるといえる。そうすると、これを競業他社に開示した本件犯行は、本件開示情報を持ち出した態様こそ単純であるものの、b らの営業上の利益や公正な競争秩序を害する高い危険性を有し、その違法性は相当に強いというべきである上、現に、c が和解で約 331 億円もの巨額の支払義務を認めたことは、それ自体で、b に多大な損害が生じたことを裏付けるものといえる。被告人は、持出しの当初から対価等の利益を得る意図を有していたとまでは認められないものの、身勝手な動機から秘密保持義務に反して本件開示情報を持ち出した上、c からその開示を要求され、利己的な動機で安易にこれに応じていたのであり、本件の経緯、動機に酌むべき点はなく、その刑事責任は決して軽くないというべきである。・ 本件開示情報に含まれている信頼性検査の方法、条件や試験データそのものが、多大な時間やコストをかけることなく製品の品質改善や新規開発を行うために利用でき

	るのであるから、所論の指摘するような手法や対策が含まれていなくとも、本件開示情報に高度の有用性があることは明らかである。
非公知性	—

【4】 営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	—
不正開示・使用	—

【5】 掲載文献

掲載文献	—
------	---

2.15. 東京地判平成 27 年 9 月 11 日 (25447496)

平成 25 年(ワ)第 20534 号

【1】当事者

原告	被告
株式会社インタープライズ・コンサルティング	株式会社リブ・コンサルティング、 合同会社オートビジネス・コンサルティング、A、B、 C

当事者の関係
<ul style="list-style-type: none"> 原告は、平成 21 年 5 月に株式会社日本エル・シー・エーから会社分割の方法により設立された、住宅、建設、不動産業界、自動車関連業界、組織開発、人材育成等に関するコンサルティング事業を行う会社である。株式会社日本エル・シー・エーは、その後株式会社 L'ALBA ホールディングスと、さらに平成 25 年 8 月に株式会社エル・シー・エー・ホールディングスへと商号変更をした（商号変更の前後を問わず、以下「エル社」という。）。原告は、エル社の傘下である株式会社インタープライズ・ホールディングス（以下「IPH」という。）の子会社であり、エル社の孫会社である。 被告 C は、平成 2 年 1 月にエル社に入社し、平成 21 年 8 月に同社取締役、平成 22 年 8 月には同社代表取締役となった。被告 C は、平成 21 年 8 月から平成 25 年 1 月までは原告の代表取締役でもあった。 被告 A は、平成 14 年 4 月にエル社に入社し、平成 21 年 5 月、同社から株式分割の方法により原告が設立されるに伴い、原告の取締役、平成 22 年 5 月に専務取締役となった。被告 A は、平成 24 年 7 月 24 日に自らが代表取締役となって被告リブ社を設立し、同月 31 日をもって原告の取締役を退任した。 被告 B は、平成 8 年 4 月に訴外日本水産株式会社に入社し、平成 17 年に同社を退社した後、エル社に入社し、平成 21 年 5 月に原告に転籍して、同社自動車事業部部長、平成 23 年に執行役員となった。被告 B は、平成 24 年 8 月 6 日に被告オートビジネス社を設立し、同月 20 日をもって原告を退職し、被告リブ社の取締役に就任している。 被告リブ社は、被告 A が、原告を退職する前の平成 24 年 7 月 24 日、同人によって設立された資本金 300 万円の株式会社であり、経営・事業に関するコンサルティング業務を主たる業務とする。同社の代表取締役は被告 A であり、被告 B もまた、原告を退職した後すぐに同社の取締役に就任している。 被告オートビジネス社は、被告 B が原告を退職する前の平成 24 年 8 月 6 日に、同人によって設立された資本金 30 万円の合同会社であり、被告リブ社と同様に経営・事業に関するコンサルティング業務を主たる業務とし、被告 C が原告の自動車事業部の事業部長をしていた経緯から、自動車関連会社のコンサルティングを行っている。

【2】請求および判決

請求	判決
不法行為に基づく損害賠償請求	棄却
不正競争行為ないし不法行為に基づく損害賠償請求	棄却

請求の具体的な内容
1 被告リブ社，被告C及び被告Aは，原告に対し，連帯して金員を支払え。 2 被告リブ社，被告C及び被告Bは，原告に対し，連帯して金員を支払え。 3 被告リブ社，被告オートビジネス社，被告C及び被告Bは，原告に対し，連帯して金員を支払え。 4 被告リブ社，被告オートビジネス社，被告A及び被告Bは，連帯して金員を支払え。 5 仮執行宣言

判決の具体的な内容
1 原告の請求をいずれも棄却する。 2 訴訟費用は，原告の負担とする。

【3】営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	社内における顧客情報の存在及びその管理状況について，何ら客観証拠を提出しないところ，本件全証拠を精査しても，原告の主張する顧客情報につき，秘密として管理されていたものと認めることはできない。
有用性	－
非公知性	－

【4】営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	－
不正開示・使用	－

【5】掲載文献

掲載文献	裁判所ウェブサイト
------	-----------

2.16. 東京地判平成 27 年 9 月 17 日 (25447518)

平成 25 年(ワ)第 19974 号、平成 26 年(ワ)第 23117 号

【1】当事者

原告	被告
乙事件原告：株式会社ウェルインテクノロジー（甲事件被告、被告会社）	乙事件被告：株式会社SELTECH（甲事件原告、原告会社）、A、B、C

当事者の関係
<ul style="list-style-type: none"> 原告会社は、平成 21 年 9 月 7 日に設立された、電子機器の製造・販売、ソフトウェア業等を主な目的とする株式会社である。 乙事件被告 A は、原告会社の設立以降現在に至るまで、原告会社の代表取締役に就任している者である。乙事件被告 A は、原告会社の設立時から、株式会社ウェルビーン及び同社から事業を承継した被告会社において事業部長として業務を行っており、平成 22 年 2 月 16 日には被告会社の代表取締役に就任したが、平成 23 年 6 月 1 日に退任した。 乙事件被告 B 及び乙事件被告 C は、被告会社のもと従業員であり、乙事件被告 B は平成 23 年 7 月に、乙事件被告 C は同年 11 月に被告会社を退社した。 被告会社は、コンピュータ・プログラムの開発及び販売等を主な目的とする株式会社である。被告会社は原告会社と競争関係にある。 被告 D は、平成 23 年 6 月 1 日以降現在に至るまで、被告会社の代表取締役に就任している者である。

【2】請求および判決

請求	判決
不正競争行為に基づく差止及び謝罪広告掲載請求（甲事件）	一部認容（甲事件）
不正競争行為に基づく損害賠償請求（甲事件）	一部認容（甲事件）
著作権侵害、不正競争行為、競業避止義務違反に基づく損害賠償請求（乙事件）	棄却（乙事件）

請求の具体的な内容
<p>1 甲事件</p> <p>(1) 主文第 1 項同旨</p> <p>(2) 被告会社は、原告会社に対し、株式会社日本経済新聞社の全国版朝刊社会面に、別紙謝罪広告記載の謝罪文を、12 ポイントの活字で、縦 2 段抜き、横 9 センチメートルの大ききで 1 回掲載せよ。</p> <p>(3) 被告会社及び被告 D（以下、併せて「被告ら」という。）は、原告会社に対し、連帯して、2000 万円及びこれに対する平成 25 年 9 月 21 日（被告会社に対する訴状送達の日）の後であり被告 D に対する訴状送達の日翌日）から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。</p>

2 乙事件

(1) 原告会社は、別紙製品目録記載1の製品を製造し、頒布し、又は販売してはならない。

(2) 原告会社、乙事件被告A、乙事件被告B及び乙事件被告C（以下、併せて「原告ら」という。）は、被告会社に対し、連帯して、2000万円及びこれに対する平成26年9月15日（原告らに対する訴状送達の日）の後であり乙事件被告Cに対する訴状送達の日（翌日）から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

判決の具体的な内容

- 1 被告会社は、原告会社が別紙製品目録記載1の製品を開発して販売することが、被告会社の別紙製品目録記載2の製品の著作権を侵害する旨を、原告会社の取引先その他の第三者に告知し、流布してはならない。
- 2 被告会社及び被告Dは、原告会社に対し、連帯して、100万円及びこれに対する平成25年9月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 甲事件における原告会社のその余の請求及び乙事件における被告会社の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、甲乙事件を通じて、原告会社に生じた費用の3分の1並びに被告会社に生じた費用の3分の1及び被告Dに生じた費用の3分の2を原告会社の負担とし、原告会社に生じた費用の2分の1、乙事件被告A、乙事件被告B及び乙事件被告Cに生じた各費用並びに被告会社に生じた費用の3分の2を被告会社の負担とし、原告会社に生じた費用の6分の1及び被告Dに生じた費用の3分の1を被告Dの負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

【3】営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	—
有用性	—
非公知性	—

【4】営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	—
不正開示・使用	—

【5】掲載文献

掲載文献	裁判所ウェブサイト
------	-----------

2.17. 東京地判平成 27 年 10 月 22 日 (25447549)

平成 26 年(ワ)第 6372 号

【1】当事者

原告	被告
日本サード・パーティ株式会社	セントラルソフト株式会社、A

当事者の関係

- 原告は、電子計算機及びその周辺機器の据付工事、保守及び修理、ソフトウェアの開発、設計、製作及び保守並びにそれらに関する労働者派遣事業等を目的とする株式会社である。
- 被告会社は、電子計算機に関する各種システム調査、研究、開発、販売及び保守、一般労働者派遣業等を目的とする株式会社である。
- 被告Aは、昭和63年7月に原告に入社し、平成14年6月に原告の取締役を選任され、その後常務取締役、常務執行役員となり、平成24年4月12日に常務取締役・事業戦略本部長となったが（執行役員は同月11日限り退任）、同年6月16日に取締役を退任した。被告Aは、同年8月1日、被告会社に就職した。

【2】請求および判決

請求	判決
不正競争行為又は不法行為に基づく使用差止請求	棄却
不正競争行為に基づく損害賠償請求	棄却
不法行為に基づく損害賠償請求	棄却

請求の具体的な内容

- 被告らは、別紙営業秘密目録に記載された情報を使用して、業務請負を目的とした基本契約、業務請負契約、労働者派遣を行うことを目的とした基本契約又は労働者派遣契約等を締結し又は締結を勧誘する行為その他これらに付随する営業行為を行ってはならない。
- 被告らは、別紙営業秘密目録記載の情報が記載又は記録された一切の資料及びこれに基づいて作成された一切の資料を廃棄せよ。
- 被告らは、原告の業務請負契約又は労働者派遣契約の取引先に対し、「原告の従業員が大量に一斉退職するので業務の継続ができなくなる」と告知してはならない。
- 被告Aは、原告に対し、金員を支払え。
- 被告らは、原告に対し、連帯して、金員を支払え。

判決の具体的な内容

原告の請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

【3】 営業秘密の認定に関する裁判所の判断

<p>秘密管理性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原告においては、従業員又は取締役が業務上入手した名刺の管理や処分につき就業規則等に定めを置いておらず、従業員等に対しこの点に関する指示をすることもなかったというのであるから、上記顧客リストの記載とは別に従業員等が所持する名刺については、その処分を従業員等に委ねていたと認めるのが相当である。本件名刺帳は、上記認定の収納及び管理の状況に照らせば、被告Aが原告から処分を委ねられた名刺を単に自己の営業活動等のために整理していたにすぎないものというべきであり、原告が管理していたとみることはできない。また、原告による管理を認め得るとしても、本件名刺帳が保管された引き出しは施錠されておらず、秘密とする旨の表示もなかったというのであるから、秘密管理性を認めることは困難である。
<p>有用性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原告においては顧客リストが本件名刺帳とは別途作成されていたというのであるから、原告がその事業活動に有用な顧客に関する営業上の情報として管理していたのは上記顧客リストであったというべきである。そうすると、名刺帳について顧客名簿に類するような有用性を認め得る場合があるとしても、本件名刺帳については、有用性があると認めることはできない。
<p>非公知性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原告は、本件名刺帳に収納された名刺に記載された情報が原告の営業秘密に当たる旨主張するが、名刺は他人に対して氏名、会社名、所属部署、連絡先等を知らせることを目的として交付されるものであるから、その性質上、これに記載された情報が非公知であると認めることはできない。なお、守秘義務を負うべき状況下で特定の者に対して名刺を手交するような場合には、その記載内容が非公知性を有することもあり得ようが、本件においてそのような事情は見当たらない。 本件名刺帳に収納された2639枚の名刺を集合体としてみた場合には非公知性を認める余地があるとしても、本件名刺帳は、上記認定事実によれば、被告Aが入手した名刺を会社別に分類して収納したにとどまるのであって、当該会社と原告の間の取引の有無による区別もなく、取引内容ないし今後の取引見込み等に関する記載もなく、また、古い名刺も含まれ、情報の更新もされていないものと解される。

【4】 営業秘密の不正取得、開示・使用

<p>不正取得</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被告Aは原告からの問い合わせを機に本件名刺帳を原告に返還しており、本件持ち出し行為により原告に何らかの損害が生じたとうかがわせる証拠はない。本件における以上の事情の下では、本件持ち出し行為が不法行為に当たるとはしないと解すべきである。
<p>不正開示・使用</p>	<p>—</p>

【5】 掲載文献

掲載文献	裁判所ウェブサイト
------	-----------

2.18. 東京地判平成 27 年 10 月 29 日 (25447591)

平成 26 年(ワ)第 16526 号

【1】当事者

原告	被告
株式会社DNA	株式会社成翔、被告 A、被告 B

当事者の関係

- 原告代表者 C (以下「C」という。)は、平成 6 年 6 月 16 日に、食料品、化粧品、医薬品等の販売を目的とする株式会社ハートインコスモ (以下「ハートインコスモ」という。)を設立し、サケ白子から抽出した核酸を主成分とする栄養補助食品「DNA ゴールド」をはじめとする栄養補助食品等の販売を行っていたが、異なる商品販売方法により栄養補助食品等の販売を行うため、平成 15 年 1 月 17 日に原告 (当時の商号は株式会社 C l u b ・ DNA であり、平成 20 年 5 月 1 日に現在の商号に変更された。)を設立した。
- 被告株式会社成翔は、食料品、化粧品、医薬品等の販売を目的として平成 10 年 3 月 3 日に設立された有限会社成翔が、平成 26 年 4 月 4 日に株式会社に移行したものである (以下、有限会社成翔及び被告株式会社成翔を総称して「被告会社」という。)。被告会社は、設立以来、ハートインコスモの会員として、平成 15 年 1 1 月の原告設立以降は原告の会員として、原告の商品の販売活動を行っていたが、平成 26 年 4 月 2 日に原告を退会した。被告会社は、原告退会后、被告商品を販売している。
- 被告 A (以下「被告 A」という。)は、被告会社の代表取締役である。被告 A は、C の勧誘を受け、平成 6 年 6 月にハートインコスモに入会したが、被告会社を設立してからは、同社がハートインコスモないし原告の会員となった。
- 被告 B (以下「被告 B」という。)は、平成 10 年 1 月にハートインコスモの会員として入会し、平成 15 年 1 1 月の原告設立以降は原告の会員として原告の商品の販売活動を行っていたが、平成 26 年 5 月 1 日に原告を退会した。

【2】請求および判決

請求	判決
不正競争行為、不法行為に基づく差止請求	棄却
不正競争行為、不法行為に基づく損害賠償請求	棄却

請求の具体的な内容

- 1 被告らは、別紙「商品目録」記載の商品について、これを別紙「DNA 会員名簿」記載の者に対して、譲渡し、引渡し、若しくは買受けの勧誘をしてはならない。
- 2 被告らは、原告に対し、連帯して 3000 万円を支払え。

判決の具体的な内容	
1	原告の請求をいずれも棄却する。
2	訴訟費用は原告の負担とする。

【3】 営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	－
有用性	－
非公知性	－

【4】 営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	－
不正開示・使用	－

【5】 掲載文献

掲載文献	裁判所ウェブサイト
------	-----------

2.19. 大阪地判平成 27 年 11 月 13 日 (25541839)

平成 27 年(わ)第 280 号、平成 27 年(わ)第 865 号

【1】当事者

被告人
被告人 Z 1

当事者の関係

・被告人は、平成 25 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間、電気製品の販売、建物のリフォーム等を業とする株式会社 Z 2（以下「Z 2」という。）の E L S 商品開発部部长として、同年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間、同社の E L S 商品部 E L S 企画課課長として、いずれも同社のリフォーム関連商品の販売企画等の業務に従事し、平成 26 年 1 月 1 日から、電気製品の販売、建物のリフォーム等を業とする Z 3 株式会社（以下「Z 3」という。）のスマートライフ推進部部长等として同社のリフォーム関連商品の販売企画等の業務に従事していた者である。

【2】請求および判決

判決の具体的な内容

被告人を懲役 2 年及び罰金 100 万円に処する。
未決勾留日数中 30 日をもその懲役刑に算入する。
その罰金を完納することができないときは、金 1 万円を 1 日に換算した期間被告人を労役場に留置する。
この裁判が確定した日から 3 年間その懲役刑の執行を猶予する。

法令の適用

罰条	
第 1 の行為	不正競争防止法 21 条 1 項 3 号ロ
第 2 の行為	
営業秘密不正取得の点	不正競争防止法 21 条 1 項 1 号
営業秘密不正取得後開示の点	不正競争防止法 21 条 1 項 2 号
科刑上一罪の処理	
第 2 について	刑法 54 条 1 項後段、10 条（犯情の重い営業秘密不正取得後開示罪の刑で処断）
刑種の選択	各罪につき懲役刑と罰金刑の併科をそれぞれ選択
併合罪の処理	
懲役刑について	刑法 45 条前段、47 条本文、10 条（犯情の重い第 1 の罪の刑に法定の加重）
罰金刑について	刑法 48 条 2 項（各罪所定の罰金の多額を合計）
未決勾留日数の算入	刑法 21 条（30 日をもその懲役刑に算入）
労役場留置	刑法 18 条

刑の執行猶予	刑法25条1項（懲役刑につき）
--------	-----------------

【3】 営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	—
有用性	—
非公知性	—

【4】 営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	—
不正開示・使用	—

【5】 掲載文献

掲載文献	—
------	---

2.20. 大阪地判平成 27 年 11 月 26 日 (25447636)

平成 26 年(ワ)第 9099 号

【1】当事者

原告	被告
光成薬品株式会社	株式会社ジェイシーシー、被告 P 1

当事者の関係

- ・原告は、医薬品卸売を業とする株式会社であり、全国の開業医、病院、調剤薬局、薬局、薬店に対して医薬品の卸売をしている。
- ・被告会社は、データ入力、データ処理等を主たる業とする株式会社であるが、平成 26 年 4 月頃から、大阪事業所において、「ひつじマークの J C C メディカル」のサービスマークで医薬品の卸売をしている。
- ・被告 P 1 は、平成 15 年 2 月頃から平成 26 年 2 月 15 日まで、原告において、営業担当の従業員として稼働していたが、平成 27 年 3 月以降、被告会社において、同じく営業担当の従業員として稼働している

【2】請求および判決

請求	判決
不正競争行為に基づく営業活動の差止請求	棄却
不正競争行為に基づく損害賠償請求	棄却

請求の具体的な内容

- 1 被告株式会社ジェイシーシーは、別紙顧客目録記載の者らに対し、ファックス送信、電話、郵便物の送付をするなどして、医薬品の売買契約の締結、売買契約締結の勧誘、売買契約に付随する営業活動をしてはならない。
- 2 被告らは、それぞれ同目録記載の氏名等を記録した U S B メモリ、メモリーカード、ハードディスク等の記憶媒体から同記録内容を抹消し、これらを印字した紙媒体を廃棄せよ。
- 3 被告らは、原告に対し、連帯して、700 万円及びこれに対する被告株式会社ジェイシーシーについては平成 26 年 10 月 7 日から、被告 P 1 については同月 10 日から、それぞれ支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

判決の具体的な内容

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

【3】営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	—
有用性	—
非公知性	—

【4】営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	<p>・原告は、被告P1が本件顧客名簿を通常の方法では取得できなかったとしても、ウェブブラウザを経由してロッカーサービスに保管するといった特殊な方法などを例に挙げて、何らかの方法で持ち出したはずと主張し、原告においてセキュリティのシステムを管理していた証人P2はその旨証言する。</p> <p>しかし、その証言内容は推測の域を出ず具体的根拠が明らかなものではないし、むしろ11人程度のシステムエンジニアが在籍し、そのような情報管理のセキュリティを潜り抜ける方法について詳しいと考えられる被告会社の代表者は、原告が説明する管理状況下において本件顧客名簿を取得することは不可能である旨明確に供述している。また、そもそも医薬品販売の営業担当者にすぎない被告P1自身に、そのような特殊な方法を考え得る知識もないと認められるから（被告P1本人）、本件においては、被告P1が、原告から本件顧客名簿を取得した事実を認めることは、やはりできないといわなければならない。</p>
不正開示・使用	—

【5】掲載文献

掲載文献	裁判所ウェブサイト
------	-----------

2.21. 大阪地判平成 27 年 12 月 17 日 (25447745)

平成 26 年(ワ)第 6406 号

【1】当事者

原告	被告
一般社団法人たかみクリニック	被告 P 1、被告 P 2

当事者の関係

- 原告は、和歌山市及び大阪府茨木市等において、在宅療養支援診療所を経営する一般社団法人であり、大阪府茨木市の原告診療所（「たかみクリニック」（茨木））においては、訪問診療を中心とした医療を行っている。
- 被告 P 1 は、平成 2 3 年 2 月頃から原告診療所に勤務し、平成 2 5 年 8 月末日まで、医師の手配、職員の人事、経理等を担当し、平成 2 6 年 2 月末日に原告を退職した者である
- 被告 P 2 は、平成 2 6 年 2 月 1 日付けでみどり往診クリニック（以下「被告診療所」という。）を開設した医師である。同被告は、被告診療所において医療業務に従事するものの、その運營業務は被告 P 1 に委託していた

【2】請求および判決

請求	判決
不正競争行為に基づく差止請求	棄却
不正競争行為に基づく損害賠償請求	棄却

請求の具体的な内容

- 被告らは、別紙 1 患者一覧記載の患者について、原告が保有していた住所録及びカルテの各写しを訪問診療又は処方箋交付に使用してはならない。
- 被告らは、別紙 1 患者一覧記載の患者について、原告が管理していたレセプトコンピュータ登録画面及びカルテの各写しを廃棄せよ。
- 被告らは、原告に対し、連帯して、1 2 0 0 万円及びこれに対する平成 2 6 年 3 月 2 0 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 被告らは、別紙 1 患者一覧記載の患者に対して、別紙 2 記載の文書を交付せよ。

判決の具体的な内容

- 原告の請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

【3】営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子カルテにアクセスするためには、ID及びパスワードが必要であるが、ID及びパスワードは医師及び看護師だけでなく、原告の事務職員は誰でも知っており、誰でもアクセス可能であった。 ・ 本件患者情報の持出しは禁止されておらず、原告診療所において訪問診療を行う際には、電子カルテのみならず、電子カルテを打ち出したものを携帯して利用していた。また、そのように打ち出したものやコピーしたものを事後に回収したり復元不可能な措置を講じて廃棄したりすることはなく、そのための指針もなかった。 ・ 被告P1は、原告診療所勤務中、患者からの電話の対応を行うため、私物の携帯電話機に、原告診療所を受診する患者の氏名や連絡先等を保存しており、原告代表者もこれを認識していた。被告P1は、平成25年頃から、原告代表者に対し、原告診療所を退職し、同じ事業を行う予定であることを述べていたが、原告を辞めるに際し、原告から、患者に関するデータについて破棄等を求められたことはなかった。 ・ 介護保険の地域支援事業については、医療と介護の連携強化のために、患者の情報を共有することが推進されており、医療を担う在宅療養支援診療所の患者情報は、介護関係の施設等もこれを共有していた
有用性	—
非公知性	—

【4】 営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	—
不正開示・使用	—

【5】 掲載文献

掲載文献	裁判所ウェブサイト
------	-----------

2.22. 知財高判平成 27 年 12 月 24 日 (25448130)

平成 24 年(ワ)第 33981 号

【1】当事者

原告	被告
控訴人：株式会社読売新聞東京本社	被控訴人：Y

当事者の関係

・ 被告は、原告の元従業員であり、巨人軍に出向となり、巨人軍の取締役球団代表兼編成本部長に就任後、平成 22 年 10 月 12 日に、原告を定年退職したが、その後も巨人軍の取締役球団代表等の職務は続け、平成 23 年 6 月には、巨人軍の専務取締役球団代表兼 GM・編成本部長・オーナー代行に就任したが、同年 11 月 18 日の巨人軍における株主総会決議によって、巨人軍の取締役及び巨人軍の球団代表兼 GM・編成本部長・オーナー代行の職について解任・解職された。

【2】請求および判決

請求	判決
不正競争防止法に基づく差止請求	棄却
所有権に基づく動産引渡請求	棄却
不法行為に基づく損害賠償請求	棄却

請求の具体的な内容（控訴の趣旨）

1 原判決中控訴人敗訴部分について

(1) 原判決主文第 4 項中、不正競争防止法違反に基づく請求、所有権に基づく引渡請求及び不法行為に基づく損害賠償請求を棄却した部分を取り消す。

(2) 不正競争防止法違反に基づく請求について

ア 被控訴人は、原判決別紙第一目録記載の各原稿に記載された情報の全部又は一部を使用し、又は第三者をして使用させてはならない。

イ 被控訴人は、原判決別紙第一目録記載の各原稿に記載された情報の全部又は一部を、第三者に開示してはならない。

ウ 被控訴人は、〔1〕原判決別紙第一目録記載の各原稿、〔2〕同原稿に記載された情報の全部又は一部を記録したフロッピーディスク又はコンピュータファイル等の磁気媒体、〔3〕同原稿の全部又は一部を印字した紙媒体、及び〔4〕同原稿の全部又は一部を記録した磁気媒体又は紙媒体ではない媒体を廃棄せよ。

(3) 所有権に基づく引渡請求について

被控訴人は、控訴人に対し、原判決別紙第二目録記載の各物件を引き渡せ。

(4) 不法行為に基づく損害賠償請求について

被控訴人は、控訴人に対し、1070万円及びこれに対する平成22年12月14日から支払済みまで

年5分の割合による金員を支払え。

2 当審における予備的請求（不正競争防止法違反〔同法2条1項7号〕に関する請求及び不正取得行為を異にする不正競争防止法違反〔同法2条1項4号〕の請求）

いずれも、上記1（2）と同旨。

3 訴訟費用は、第1，2審とも、被控訴人の負担とする。

4 仮執行宣言。

判決の具体的な内容

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴人の当審における予備的請求をいずれも棄却する。

3 当審における訴訟費用は、すべて控訴人の負担とする。

【3】営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	－
有用性	－
非公知性	<ul style="list-style-type: none">・ 本件各情報が記録されている原稿は、長嶋監督が選手・監督時代を回想した発言や長嶋監督に対するインタビューを記録した取材メモ（原判決別紙第一目録1～6，8），オリンピックに関する長嶋監督のインタビューを記録した取材メモ（同14），王貞治元読売ジャイアンツ監督が選手時代を回想した発言を記録した取材メモ（同7），テレビプロデューサーの発言を記録した取材メモ（同9），巨人軍広報担当の発言を記録した取材メモ（同10），打撃という観点から長嶋監督の発言や成績などを取りまとめた原稿（同11），長嶋監督と大リーグのバリー・ボンズ選手との対談録（同12），長嶋監督と柔道の井上康生選手との対談録（同13），川上哲治元読売ジャイアンツ監督（川上元監督）の言動をまとめた原稿（同15）並びに長嶋監督の記者に対する発言を取り集めた取材メモ（同16）である。・ 控訴人は、本件各情報それ自体が控訴人の営業秘密である旨の主張をするが、取材の対象者が、本件各情報について、控訴人に対して何らかの秘匿義務を負っていると認めるに足りる証拠はなく、各対象者が、関係する本件各情報の内容やその取得過程に関し、広言することを制限をされていたような事情は認められない。また、本件各情報は、各対象者の奥深いプライバシーに関するような事項はなく、性質上秘匿とされるものではない。さらに、本件各情報が、控訴人記者のみが知り得たとする事情についての具体的な主張立証はない。・ 他方、前記1（2）（原判決引用部分）に認定のとおり、長嶋監督の回想や野球に対する考え方等についての包括的な記事が、日本経済新聞において31回にわたり「私の履歴書」として連載され、さらに、これらの記事は「野球は人生そのものだ」として単行本化されており、同書籍は、本件各送信原稿の元となっているC参与の取材メ

	<p>モをC参加が日本経済新聞に提供したことによるものといえる（C尋問調書35頁、42頁）。そのほか、前記1（3）（原判決引用部分）及び同（3）の2（当審補正部分）で認定したとおり、本件送信原稿12や本件送信原稿13の内容の一部は東京読売新聞に掲載されており、本件送信原稿15の内容の一部は、川上元監督やその身内、読売新聞東京本社が刊行物に記載しているほか、控訴人は、本件送信原稿15と情報としては同一といえる本件情報37～39に基づいて、平成25年10月31日に新聞記事を掲載している（甲70。控訴人は不競法違反に基づく差止請求をしているから、非公知性は事実審口頭弁論終結時まで存することを要する。）。しかも、本件送信原稿16は、明らかに、試合後のインタビューや記者会見における長嶋監督の発言などである。このように、本件各送信原稿の中には、現に公知の事実とまで化している部分が多数存する。そして、控訴人は、本件各情報のどれが記事として既に利用されているのかを明らかにせず、本件各情報のすべてに非公知性があると主張する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上のような主張立証からすれば、本件各情報は、全体を一括して、公知性を欠くものと認められる。
--	---

【4】 営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	—
不正開示・使用	—

【5】 掲載文献

掲載文献	裁判所ウェブサイト
------	-----------

2.23. 横浜地判平成 28 年 1 月 29 日 (25542109)

平成 27 年(わ)第 628 号、平成 27 年(わ)第 795 号

【1】当事者

被告人
被告人 a、被告人 b、c 株式会社

当事者の関係

・ 被告会社 c 株式会社（以下「被告会社」という。）は、包装機械の自動化及び機械の設計・製作等を営むもの、被告人 a 及び被告人 b は、いずれも被告会社の従業員として包装機械の設計等の業務に従事していた

【2】請求および判決

判決の具体的な内容

被告人 a を懲役 1 年 6 月及び罰金 8 0 万円に、被告人 b を懲役 1 年 2 月及び罰金 6 0 万円に、被告会社 c を罰金 1 4 0 0 万円に処する。

被告人 a 及び被告人 b においてその罰金を完納することができないときは、それぞれ金 5 0 0 0 円を 1 日に換算した期間、その被告人を労役場に留置する。

被告人 a 及び被告人 b に対し、この裁判が確定した日から、それぞれ 3 年間その懲役刑の執行を猶予する。

法令の適用

【被告人 a 及び被告人 b について】

罰条 それぞれ、平成 2 7 年法律第 5 4 号附則 4 条により同法による改正前の不正競争防止法 2 1 条 1 項 7 号

刑種の選択 それぞれ、懲役刑及び罰金刑を選択

労役場留置 それぞれ、刑法 1 8 条

懲役刑の執行猶予 それぞれ、刑法 2 5 条 1 項

【被告会社について】

罰条 包括して、平成 2 7 年法律第 5 4 号附則 4 条により同法による改正前の不正競争防止法 2 2 条 1 項、2 1 条 1 項 7 号

【3】営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	<p>・ そもそも、被害会社において、本件各データについて、営業秘密性が認定できる程度に秘密としての管理が行われていたことに争いはなく、証拠上もその旨認められる。</p> <p>しかも、本件では、被告人両名が、競合他社へ転職した後、被害会社の元従業員が領得した設計図面を競合他社の業務として使用することが問題とされているのであ</p>
-------	---

	<p>る。被害会社において、このような行為が厳に禁じられていたことについては十分に認定することができ、被告人兩名においてもこの点を承知していたことが認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各弁護人は、被害会社における日常業務における設計図面等に対する営業秘密としての管理の不徹底等を情状事実として指摘するが、仮に日常業務における営業秘密の管理体制に不徹底な部分があったとしても、そのことから、被告人兩名の本件各犯行に関する刑事責任が減じられるということとはできず、被告会社の刑事責任も左右されるとはいえない。
有用性	<ul style="list-style-type: none"> 被害会社のような顧客の注文に応じて包装機械（以下「ラベラー」という。）の設計・製造及び販売等を業とする会社にとって、同社が業務上設計したラベラーの設計図面は、その一つ一つがオーダーメイドでオリジナリティーのあるものである上に、これらの設計図面は、被害会社が長年にわたって技術力、労力、資金等を費やして製作してきたもので、蓄積された技術や多額の投資の成果物というべきものであって、営業秘密として高い価値が認められる。しかも、これらはCADという設計製図用のソフトウェアを用いて作成されているため、図面の切り貼り、拡大縮小や回転等を簡便に行うことができ、これを利用することによって、新たに別の機械を設計・製造することが効率的に行えるものである。以上によれば、かかる設計図面は財産的価値が高く、被害会社の営業秘密として重要なものと認定することができる。 <p>ただし、本件各犯行に係る被告人兩名及び被告会社の刑事責任を考える上では、被告人兩名が、本件各犯行で実際に使用した個々のファイルデータそのものに関する技術面（他の部品やユニットとの組み合わせの仕方等も含む）の優位性やオリジナリティーの有無・程度等も、保護法益の評価として重視されるべきである。</p> <p>そこで検討すると、まず、判示第1の被告人aが使用したファイルデータ2件は、■及び■であり、いずれもラベラーとしての本来の機能に関するものではなく、機能を補充拡張するためのものである。前者については、2本の棒でラベルの両端付近を押さえてたわみを防止する機構であるところ、この2本の棒が移動して間隔を調節できる仕組みがあり、これによって種々のラベルによってカメラの位置をずらせる点において、また、後者については、被害会社の製品がフリーテンション機構（ラベルを弛ませる機構）を簡易で安価に実現できる点において、一定の優位性があることが証拠上うかがわれる。ただし、前者が採用する技術自体は比較的単純なものであると認められ、後者も秘密性の高い技術が用いられているということではなく、部品の選択及びその値段が安価であることに由来することがうかがわれる。したがって、いずれも技術面においては、特に独自性の高い技術上の営業秘密であるとはとはいえない。判示第2事実に係る■は、購入品である他社製の静電除去のための除電ヘッドを取り付けるための図面であって、その取り付け方については同製品の取扱説明書にも書かれているところである。被害会社が作成した同図面においては、取り付け部分が旋回</p>

	<p>式になっているという特徴が認められるものの、格別高い技術を必要とするものの立証はない。また、被告人bが同図面を用いて実際に作成した図面では旋回式は採用されず、固定式とされている。被告人bは、被害会社の同図面を利用したものであるが、ウェブサイト上で公開されている除電ヘッドのCADデータを使用した場合と手間暇の点を含め、さしたる有用性はなかったことが認められる。同被告人は、被害会社の同図面は同被告人が設計をしたものなので内容面等で安心感があったと使用の理由を説明しているが、その信用性を格別疑う事情はない。</p> <p>以上からすると、本件各犯行において使用された各設計図は、被害会社の技術面での優位性や高いオリジナリティーのある営業秘密であるとまでいうことはできないが、効率的な設計・製造を可能とするという点で有用性の認められるものである。</p>
非公知性	—

【4】 営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	—
不正開示・使用	—

【5】 掲載文献

掲載文献	—
------	---

2.24. 東京地判平成 28 年 2 月 15 日 (25447813)

平成 27 年(ワ)第 17362 号

【1】当事者

原告	被告
株式会社ティアラ	被告 A

当事者の関係

- ・ 原告は、美容室の経営等を目的とする株式会社である。
- ・ 被告は美容師であり、原告が経営する美容室である「A r t e m i s 品川店」(以下「本件店舗」という。)の店長の職にあった者である。

【2】請求および判決

請求	判決
不正取得行為に基づく損害賠償請求	棄却

請求の具体的な内容

被告は、原告に対し、375万円及びこれに対する平成27年9月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

判決の具体的な内容

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

【3】営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	<ul style="list-style-type: none">・ 本件店舗の顧客情報は、顧客カルテと顧客管理システムという2つの方法により管理されていたところ、顧客カルテには、その表紙などに営業秘密である旨の表示はなく、本件店舗の従業員であれば誰でも見られる状態で保管されていたというのであるし、顧客管理システムは、本件店舗の従業員であればパスワード等を用いることなく誰でも顧客情報を閲覧することができたというのである。その上、被告が原告に在職していた当時、原告において、従業員に秘密保持義務を課す情報管理規定も存在していなかったというのであるから、本件店舗の顧客情報が、情報の利用者である従業員において秘密であると認識し得る程度に管理されていたと認めることは困難というほかない。・ この点について、原告は、原告の従業員は就職時と退職時に個人情報の取扱いに関する誓約書を作成することになっているなどと主張するが、原告は、被告が作成した誓
-------	--

	約書が存在しないことを自認しているのみならず, かかる誓約書の書式すら証拠として提出しないのであるから, 上記主張に係る事実を認定することはできない。
有用性	—
非公知性	—

【4】 営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	—
不正開示・使用	—

【5】 掲載文献

掲載文献	裁判所ウェブサイト
------	-----------

2.25. 知財高判平成 28 年 3 月 8 日 (25447837)

平成 27 年(ネ)第 10118 号

【1】当事者

原告	被告
控訴人：株式会社インタープライズ・コンサルティング	被控訴人：株式会社リブ・コンサルティング、 合同会社オートビジネス・コンサルティング、Y1、 Y2、Y3

当事者の関係

- ・原告は、平成 21 年 5 月に株式会社日本エル・シー・エーから会社分割の方法により設立。原告は、エル社の傘下である株式会社インタープライズ・ホールディングスの子会社であり、エル社の孫会社。
- ・被告 A は、平成 24 年 7 月 24 日に自らが代表取締役となって被告リブ社を設立し、同月 31 日をもって原告の取締役を退任した。
- ・被告 B は、平成 24 年 8 月 6 日に被告オートビジネス社を設立し、同月 20 日をもって原告を退職し、被告リブ社の取締役に就任している。
- ・被告 C は、平成 2 年 1 月にエル社に入社し、平成 21 年 8 月に同社取締役、平成 22 年 8 月には同社代表取締役、平成 21 年 8 月から平成 25 年 1 月までは原告の代表取締役、オートビジネス社において自動車関連会社のコンサルティングを行っている。”

【2】請求および判決

請求	判決
不法行為又は不正競争行為に基づく損害賠償請求	控訴棄却

請求の具体的な内容（控訴の趣旨）

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人リブ・コンサルティング（以下「被控訴人リブ社」という。）、被控訴人 Y3（以下「被控訴人 Y3」という。）及び被控訴人 Y1（以下「被控訴人 Y1」という。）は、控訴人に対し、連帯して 2735万3564円及びこれに対する被控訴人リブ社、被控訴人 Y3 については平成 25 年 9 月 13 日から、被控訴人 Y1 については平成 25 年 9 月 19 日から、各支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人リブ社、被控訴人 Y3 及び被控訴人 Y2（以下「被控訴人 Y2」という。）は、控訴人に対し、連帯して 8439万9726円及びこれに対する平成 25 年 9 月 13 日から各支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 4 被控訴人リブ社、被控訴人合同会社オートビジネス・コンサルティング（以下「被控訴人オートビジネス社」という。）、被控訴人 Y3 及び被控訴人 Y2 は、控訴人に対し、連帯して 2715万3534円及びこれに対する被控訴人リブ社、被控訴人 Y3 及び被控訴人 Y2 については平成 25 年 9 月 13 日から、

被控訴人オートビジネス社については平成25年9月27日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 被控訴人リブ社、被控訴人オートビジネス社、被控訴人Y1及び被控訴人Y2は、連帯して2億9680万7411円及びこれに対する被控訴人リブ社及び被控訴人Y2については平成25年9月13日から、被控訴人オートビジネス社については平成25年9月27日から、被控訴人Y1については平成25年9月19日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

判決の具体的な内容

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

【3】営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性

・ 本件登録情報は、元来、各コンサルタントが顧客から取得する情報であるし、前記 a (a) のとおり、管理部門等コンサルタント業務以外の会社情報のように、アクセスできる従業員が限定されている情報が存在する一方で、本件登録情報については、同情報の登録された販売管理システムにログインするためにユーザー名及びパスワードの入力が必要とされていたものの、控訴人の従業員であれば誰でもログイン可能であり、アクセスできる従業員が限定されていないものである。しかも、控訴人は、従業員によるユーザー名及びパスワード、ないしは本件登録情報の具体的な管理方法について具体的に主張立証しない。さらに、控訴人は、本件登録情報以外に販売管理システムにおいて管理される情報があるかどうかや、その内容、本件登録情報以外の情報がある場合、それと本件登録情報とが何らかの形で区別されているかなどについても具体的に主張立証せず、本件登録情報がその他の秘密とはされない情報と区別して管理されているのかも判然としない。

また、控訴人においては、前記 a (b) のとおり、その従業員に対し、就業規則において秘密保持義務を課していたことが認められるものの、その対象は、「会社の機密事項または会社の不利益となる事項」(13条(2))、「業務上知悉した関係会社の機密事項」(同(3))とされているにとどまり、本件登録情報が上記の各事項に含まれるのかはその文言上必ずしも一義的に明らかではない。また、従業員の資格を失った時には、業務に関連して得た会社及び顧客に関する資料、データその他の情報を直ちに返納し、又は破棄することとはされているものの(55条2項)、本件登録情報に係る情報そのものについてどのように扱われるかはその文言からは必ずしも明確ではない。

前記 a (c) の「秘密保持に関する誓約書」の記載をみても、「秘密情報等」の対象とされているのは、控訴人に関する情報であり(2項)、顧客に関する本件登録情報がこれに含まれるのかは一義的に明確ではない。

	<p>以上によれば、前記 a の各事情をもって、控訴人が、本件登録情報につき、同情報に接する者において秘密として認識し得るようにしていたと認めるのには疑問が残る、他にこれを認めるに足りる証拠はない。</p> <p>なお、本件登録情報以外に、本件顧客情報に含まれる控訴人保有の控訴人の顧客に関する情報が存在したことを認めるに足りる証拠はないし、仮に存在したとしても、これが秘密として管理されていたことを認めるに足りる証拠はない。</p>
有用性	—
非公知性	—

【4】営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	—
不正開示・使用	—

【5】掲載文献

掲載文献	裁判所ウェブサイト
------	-----------

2.26. 東京地判平成 28 年 3 月 29 日 (25543202)

平成 26 年(わ)第 872 号

【1】当事者

被告人
被告人 A

当事者の関係

・ 被告人は、通信教育、模擬試験の実施等を業とする株式会社 a (以下「a」という。)が株式会社 b (以下「b」という。)に対し業務委託していた a の情報システムの開発等の業務に従事

【2】請求および判決

判決の具体的な内容

被告人を懲役 3 年 6 月及び罰金 3 0 0 万円に処する。
未決勾留日数中 3 5 0 日をもその懲役刑に算入する。
その罰金を完納することができないときは、金 1 万円を 1 日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

法令の適用

罰条

第 1 の 1 及び第 2 について 平成 2 7 年法律第 5 4 号による改正前の不正競争防止法 2 1 条 1 項 3 号ロ
第 1 の 2 について 平成 2 7 年法律第 5 4 号による改正前の不正競争防止法 2 1 条 1 項 4 号, 3 号ロ
科刑上一罪の処理

第 1 の 1 及び 2 について 刑法 5 4 条 1 項後段, 1 0 条 (営業秘密不正領得と不正領得営業秘密開示との間には手段結果の関係があるので, 1 罪として, 犯情の重い不正領得営業秘密開示罪の刑で処断)

刑種の選択

第 1 及び第 2 について いずれについても懲役刑及び罰金刑の併科を選択

併合罪の処理 刑法 4 5 条前段 (懲役刑については, 刑法 4 7 条本文, 1 0 条により犯情の重い第 1 の罪の刑に法定の加重をし, 罰金刑については, 刑法 4 8 条 2 項により第 1 及び第 2 の各罪所定の罰金の多額を合計し, その刑期及び金額の範囲内)

未決勾留日数の算入 刑法 2 1 条 (懲役刑に算入)

労役場留置 刑法 1 8 条 (罰金刑, 金 1 万円を 1 日に換算)

訴訟費用の不負担 刑事訴訟法 1 8 1 条 1 項ただし書

【3】営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性

・ 1 認定事実

関係各証拠によれば、秘密管理性に関する事情として、以下の事実が認められる。

(1) 本件システム等にアクセスするためのID及びパスワード

ア 業務用パーソナルコンピュータから直接本件システムや連携システムのデータベース内の顧客情報にアクセスする場合とバッチサーバを経由してアクセスする場合のいずれにおいても、そのためのID及びパスワード（以下、併せて「アカウント」ともいう。）が必要であり、バッチサーバを経由する場合は、前記アカウントに加えて、バッチサーバにアクセスするための別個のアカウントも必要だった。そして、本件システムの開発等の業務に従事することになった従業者は、担当の業務遂行のために必要なアカウントの教示を受け、担当業務に従事していた。

イ 本件システムの開発等に必要アカウントは、個々の従業者を対象に発番されるアカウント（以下「個人用アカウント」という。）と、前記開発、運用及び保守に関連する業務を対象に発番され、当該業務に従事する複数の従業者が共用するアカウント（以下「業務用アカウント」という。）があり、業務用アカウントは、本件システムに直接アクセスする際に使用されるもののほか、バッチサーバにアクセスする際に使用されるものも存在した。

ウ 本件データベースの前記インポート層、DWH層及びマート層の各層における本番環境及び開発環境のいずれの環境にアクセスする際にも、それぞれ別個に設定された前記ア、イ記載のアカウントが必要であった（以下、各環境での作業も含め、本件システム開発等の業務に要するアカウントを総称して、「本件システムのアカウント」という。）。

(2) 本件システム及び連携システムのアカウント管理

a及びbにおいて、本件システム及び連携システムの各データベースに集積されている顧客情報にアクセスするには、前記(1)記載のアカウント使用の承認が必要であり、個人用、業務用いずれのアカウントについても、新規発番は、当該システムの担当部門の上長である課長が、発番の必要性等を判断し、その上位の部長の承認を受けた上、同部門から発番を担当するインフラ部門に対して申請を行い、発番を受けるという流れで行われていた。この際、インフラ部門がアカウントリストという使用者の一覧表を作成しており、各部門もこれを利用することができた。また、発番済みの業務用アカウントにつき、追加的に新たな従業者に使用させる場合は、各部門の上長が、具体的な業務割当を決定する際に、どの従業者に追加的に業務用アカウントを使用させるかを判断して承認していた。そして、各部門の課長は、要員計画表や業務日報、WBSと称される工程管理表といった各業務に関する資料を通じて、誰がどの業務に関する業務用アカウントを使用しているのかを把握しており、部門によっては、その時々業務用アカウントの使用者を一覧できる資料を作成しているところもあった。また、顧客分析課においては、Iが課長に就任後、前記の一覧できる資料の

作成に代えて、発番済みの業務用アカウントを追加で使用する事となった従業員は、個人用アカウントの発番も受けるというルールを設けることで、前記アカウントリストによって一元的に管理するという運用をしていた。

(3) アカウント教示を受けていた者の数

業務遂行のため、本件システムのアカウントの教示を受けていたのは、顧客分析課の従業員のほか、連携システムに関する業務担当者の中にもおり、また、委託元である a においても、対応窓口となっていた IT 戦略部等の本件システムの担当者が同じく教示を受けていた。そして、本件当時、本件データベースの本番環境用サーバ又は本番環境用バッチサーバにアクセスする権限を付与されていた者は、b の従業員が少なくとも 165 名（従業員総数は約 1142 名）、同じく a の従業員が少なくとも 9 名（従業員総数は約 3000 名程度）の少なくとも合計約 174 名いた。

(4) アカウント等の共有フォルダ内への蔵置

ア 本件システムの構築作業中、b の社内ネットワーク上の顧客分析課の共有フォルダ内には、本件データベースの接続情報や各種アカウント、バッチサーバに自動接続できるマクロファイル等が複数蔵置され、本件システムの開発等の業務担当者が本件システムにアクセスする際に利用していた。

また、発番済みの業務用アカウントを新たに使用する従業員は、口頭又はメールで当該アカウントの教示を受け、その際、前記共有フォルダ内のファイルの教示を受けることもあった。

イ 本件当時、前記共有フォルダにネットワーク上アクセス可能だったのは、b 事業開発部所属の約 74 名であるところ、うち顧客分析課所属の約 39 名は本件システムのアカウントの使用を許諾されており、本来アクセス権限を有しないにもかかわらず、本件データベース内の顧客情報にアクセスし得たのは約 35 名程度であった。また、実際に業務用パーソナルコンピュータから本件データベース内の顧客情報にアクセスするためには、直接アクセスする場合は f 社のソフトウェアが、バッチサーバを経由してアクセスする場合はテラタームというソフトウェアがそれぞれ必要であり、前記約 35 名のうち、各人の業務用パーソナルコンピュータに前記いずれかのソフトウェアが設定されていたのは合計 8 名であった。

(5) 業務用アカウントのパスワード変更の有無

業務用アカウントは、本件システムの開発が開始された平成 24 年 4 月頃から本件各犯行時まで、2 年以上にわたりパスワードが変更されていなかった。

(6) 施設の管理

被告人が稼働していた b d 事業所では、入退館出入口のほか、個人情報を取り扱う業務の執務スペースや会議室等の出入口にカードリーダー式の入退管理装置が設置され、同事業所で稼働する従業員は、後記研修の受講等を条件に貸与される IC 内蔵の入館許可証をカードリーダーにかざして認証を受ける方法で入退室等する仕組みと

なっており、その際に入退時刻等が記録され、永久保存されていた。また、同事業所の主要な入退出口には防犯カメラが設置されていた。

(7) パーソナルコンピュータやサーバ等の管理

a 及び b では、業務での私物パーソナルコンピュータの使用を禁じ、全従業員個人に対して、所定の設定がされた業務用パーソナルコンピュータを貸与した上、ID を付与し、90日に一度の頻度で変更を要するパスワードを設定させて利用させていた。そして、社内ネットワークは、同業務用パーソナルコンピュータからの接続のみを可能とする設定となっていた。また、同業務用パーソナルコンピュータは、業務上の必要がない限り、社外への持ち出しが禁止され、通常は施錠付きチェーンで各人のデスクに固定されていた。

他方、前記業務用パーソナルコンピュータにはセキュリティソフトウェアが導入されており、USBメモリや外付けハードディスク、CD/DVDといった外部記録媒体については、特定のUSBに対して管理者の許可を得て解除キーを使用する場合を除き、データの書き出しが制御される設定となっていたが、多くのスマートフォン機種に関しては書き出し制御が機能していなかった。

そして、既に本格稼働していた顧客管理及び販売管理の各システムのデータベースサーバについては、一定時間中にサーバと業務用パーソナルコンピュータの間の通信量が一定の基準値を超えた場合に、当該パーソナルコンピュータ使用者の所属長等に確認を求める電子メールが送信されるというアラートシステムが稼働していたが、本件データベースのサーバに関しては、本格的な運用開始前であることから、アラートシステムが稼働していなかった。

(8) 外部からの不正アクセスに対する対策

a 及び b では、外部からのインターネットを介した不正アクセスに対して、対策ソフトを設定したり、セキュリティ会社に依頼をして、24時間監視する体制をとっていた。また、社内のネットワークに関しては、拠点単位でファイアウォールを設定していた。

(9) アクセスログの記録

a 及び b では、事後の検証を可能とするため、各従業員に貸与していた業務用パーソナルコンピュータから、本件データベースを含むすべてのデータベース及びインターネットへのアクセスの記録を永年保存する措置をとっていた。被告人が、本件犯行等を敢行したことも、同記録を元に解明されている。

(10) a 及び b における顧客情報の位置付け

b は、その情報管理規程細則において、業務で取り扱う情報をマル秘、機密、社外秘に区分し、機密については、取扱者を社内の業務遂行上の関係者に限定するなどの管理方法を規定するとともに、同細則の別紙として情報資産管理基準及び同細則に基づく情報資産一覧表を策定し、本件データベース等に集積される a の顧客情報を機密

情報として位置付ける旨規定していた。

また、aは、文書・電磁的記録管理規程を策定して業務で取り扱う情報の区分を規定するとともに、同規程を踏まえた機密情報管理マニュアルにおいて、顧客リストを機密として位置付けていた。

他方、前記のとおり、bにおいて、aの顧客情報はすべてサーバコンピュータ内にデータとして保管されており、データ自体に「機密」等の表示はされず、業務上の必要から顧客情報を印刷する際も、紙面に「機密」等の表示が出る設定とはなっていなかった。

(11) 従業者への研修等

bでは、毎年、正社員及び業務委任先の従業員の全員を対象とした情報セキュリティ研修を実施し、顧客情報の大量持出事例の紹介や、セキュリティソフトによる外部記録媒体への書き出し制御の実施等の告知を行うなどして、個人情報や機密情報の漏えい防止のための注意喚起等を行った上、研修内容を踏まえたテストを実施していた。また、同研修受講者は、「株式会社bが多くのお客様から、個人情報を含むデータを取り扱う業務を受託しており、万一これらのデータが社外に漏れた場合、お客様に多大な損害を与えるばかりでなく御社の信用に重大なダメージを与えること。」「業務上知り得た情報について、情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏えい等、株式会社bが不利益になる行為を一切してはいけないこと。」等と記載された受講報告書の作成や、就業の条件として、個人情報及び機密情報の開示、第三者提供、又は漏えい等を行わないことを誓約する内容の同意書の提出を求められ、被告人も、bでの業務開始時及びそれ以降毎年、前記研修を受講した上で、前記受講報告書及び前記同意書を作成して提出していた。

(12) 外部機関の認証

bは、情報セキュリティに関し、財団法人g、通称hが主宰する情報セキュリティマネジメントシステムの認証制度（「ISMS」という。）に基づく実地調査等の審査を毎年受け、施設管理も含めて情報セキュリティは一定水準を満たしているとして、同認証を得ていた。

・ 2 J、I及びKの各供述の信用性

(1) 前記1で認定した事実、特にa及びbにおける顧客情報の管理体制等については、公判廷におけるJ、I及びKの各供述により認定したので、以下その信用性について判断する。

(2) まず、Jは、平成20年4月から平成27年3月までの間、aのIT戦略部等において、情報システムに関する業務に従事するとともに、平成25年1月から平成26年3月までは、bにおいて、当時顧客分析課が属していたITソリューション部の部長を兼務し、本件発覚後、aの緊急対策本部の一員としてその調査の一部に従事した者である。また、Iは、平成10年からbにおける連携システムの開発等のシス

テム開発業務に携わり、平成25年4月からは顧客分析課長に就任した者であり、Kは、bにおける他のシステム運用、開発担当部門を経て、平成26年4月から顧客分析課が属する事業開発部の部長に就任した者であって、いずれも本件当時、顧客分析課における上長として、本件システムのアカウントの管理を行っていた。

前記3名の各供述は、本件システムのアカウントの管理方法等について、それぞれの職務上の地位や経験に基づき、具体的かつ詳細な知見を述べており、その内容についても特段不自然な点はない。加えて、前記3名の各供述は、本件システムのアカウントの新規発番時の手続や、発番済みの業務用アカウントの使用者を追加する場合は、担当部門の上長が具体的な業務割当をするにあたって、その必要性を判断して承認しており、業務用アカウントの使用者の管理も具体的業務の進捗管理とともに行っていること等、概ね整合する内容となっており、相互にその信用性を高め合っている。なお、前記3名の公判廷における各供述は、本件データベースへのアクセス権限者数に関し、捜査段階における供述と一見齟齬する内容となっているが、その理由について、J及びIは、捜査段階では、被告人が本件犯行で使用した業務用アカウントを共用していた者の人数の趣旨で説明した旨供述し、Kは、捜査段階では、業務用アカウントとは別に存在する、本件データベースサーバへ直接アクセスできるアカウントを保有していた管理者の人数を説明した旨供述しているところ、前記各説明は一応の合理性があるといえ、前記3名が、客観的事実と明らかに齟齬する虚偽供述を積極的にする理由もうかがえないことにも照らすと、前記各捜査段階の供述は、前記3名の公判廷における各供述の信用性を疑わせる事情とはならない。

また、前記3名の各供述は、施設の管理、パーソナルコンピュータやサーバ等の管理、従業者への研修等に関し、概ね合致した供述をしており、その内容は具体的で、不自然なところはなく、業務用アカウントのパスワードが2年以上変更されていないことや共有フォルダ内に必要なアカウントや接続情報が蔵置されていたこと等の不利益な事情についてもありのままに供述していることが認められる。以上によれば、前記1の認定事実に関する3名の公判廷における各供述は、いずれも信用することができる。

・ 3 秘密管理性についての検討

(1) 不正競争防止法は、営業秘密として保護されるためには、当該情報が「秘密として管理されていること」(秘密管理性)、「事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること」、「公然と知られていないこと」を要すると規定する(同法2条6項)が、同法は、事業者の営業上の利益及び公正な競争秩序の維持を保護法益とし、その具体的規定の一環として、刑事罰等による営業秘密の保護を規定していることからすれば、前記のうち、秘密管理性の要件は、前記法益保護の観点から保護に値する情報を限定するとともに、当該情報を取り扱う従業者に刑事罰等の予測可能性を与えることを趣旨として設けられた要件であると解される。このことからすれば、前記要件の

うち「秘密として管理されている」といえるためには、〔1〕当該情報にアクセスできる者を制限するなど、当該情報の秘密保持のために必要な合理的管理方法がとられており、〔2〕当該情報にアクセスした者につき、それが管理されている秘密情報であると客観的に認識することが可能であることを要する。もっとも、それを超えて、個人情報等の重要情報に関して議論されている、外部者による不正アクセス等の不正行為を念頭においた、可能な限り高度な対策を講じて情報の漏出を防止するといった高度な情報セキュリティ水準まで要するものとはいえない。

(2) そこで、まず本件顧客情報について、アクセスできる者を制限するなど、秘密保持のために必要な合理的管理方法がとられていたか（〔1〕の点）について検討する。

ア 前記認定事実のとおり、本件当時、本件顧客情報は、本件データベースサーバ内に保管、管理されており、同情報にアクセスできるかどうかは、主に本件システムのアカウント（バッチサーバを介してアクセスした場合は、同サーバのアカウントも必要。）を利用できたかどうかによって区別されるどころ、a及びbにおいては、業務上の必要性を吟味し、本件システムの開発等に関係ない部署や従業員に対しては、前記アカウントの使用は許しておらず、それを知らせていなかった。そして、本件システムのアカウント管理については、個人用、業務用いずれのアカウントについても、新規発番時に担当部門の上長がその必要性を判断し、インフラ部門に申請して発番を受ける運用となっており、その時点のアカウント使用者は前記アカウントリストで把握できることに加え、その後追加で業務用アカウントを使用する従業員についても、各部門の上長が、具体的な業務割当に際して必要性を判断して承認し、要員計画表等の業務に関する資料を通じて、新規発番後に追加で同アカウントを使用している従業員を把握するとともに、特にIが課長に就任して以降の顧客分析課においては、業務用アカウントの使用者は個人用アカウントの使用も申請するというルールを設けるなど、アカウントの使用権限者に対して一定水準の管理が行われていたといえる。また、前記のとおり、本件当時、本件データベースのデータにアクセスする権限を与えられていたbの従業員は少なくとも165名であり、これは同社の従業員総数の約14パーセントにもなるが、bが主にaのシステム開発等を行うグループ会社であり、bにとって本件システムの開発が大規模な受託業務であることからすれば、その作業のために多くの従業員にアクセス権限が与えられていることも当然のことであり、前記アクセス権限者の人数をもって、本件顧客情報にアクセスできる者が限定されていないとはいえない。以上のことからすれば、本件顧客情報にアクセスできる者は一定の範囲に限定されていたと認められる。

イ また、本件データベースサーバには、ID及びパスワードでログインを要する業務用パーソナルコンピュータからのみアクセスが可能な設定となっており、同コンピュータは、各人の執務室机上に錠付きチェーンロックで固定され、業務上の必要があ

る場合を除き、持ち出しが禁止されていたこと、入退館出入口や個人情報を取り扱う業務の執務スペース等の出入口にはＩＣカード認証による入退管理が実施されていた上、b d 事業所の入退館出入口には防犯カメラが設置されていたこと等の管理状況からすれば、業務用パーソナルコンピュータの不正使用や部外者による執務室内への入室は制限されていたといえる。

ウ さらに、社内のネットワークに関しては、拠点単位でファイアウォールが設定されるなど、内部的なアクセス制御もしていたこと、外部からのインターネットを介した不正アクセスに対しては、対策ソフトを設定したり、セキュリティ会社が２４時間監視する体制をとっていたことからすれば、社内外を問わず、本件システムは業務上無関係なネットワークから遮断されており、部外者からのアクセスに対する防止措置がとられていたといえる。

エ そして、前記のとおり、bにおいては、セキュリティソフトにより、業務用パーソナルコンピュータからＵＳＢメモリ等の外部記録媒体への書き出しが制御されていたのであり、多くのスマートフォン機種については書き出し制御の対象外となっていたなど不完全な点はあるものの、顧客情報の複製等について一定の制限が加えられていたといえる。

オ a 及びbの各社内規程においても、aの顧客情報については機密であり、社内の業務遂行上の関係者のみが取扱うことを可能とする旨規定されていた。

カ また、bでは、毎年、従業員全員に対する情報セキュリティ研修を実施し、個人情報や機密情報の漏えい防止のための注意喚起を行っていた。

キ a 及びbでは、事後の検証を可能とするために、貸与した業務用パーソナルコンピュータからの本件データベースを含むすべてのデータベース及びインターネットへのアクセスの記録を永年保存しており、前記アカウントによる管理の実効性を高める措置を講じていた。

ク 既に認定したとおり、顧客分析課の共有フォルダ内に本件データベースの接続情報や各種アカウント等が保存されていたが、本来アクセス権限を有しないにもかかわらず、共有フォルダ内の必要な情報を把握し、本件データベース内の顧客情報にアクセスし得る者は、必要なソフトウェアが設定されている必要があることも考慮に入れると、合計８名であるが、さらに、このことに加え、前記ソフトウェアを用いて本件データベースにアクセスするには、それなりにコンピュータスキルを要すると考えられること等からすれば、本件データベース内の顧客情報に現実的にアクセスできた者は前記８名よりも更に少ない人数であった可能性が高いと認められる。

ケ 以上によれば、a 及びbでは、アカウントの管理等により本件顧客情報にアクセスできる者を従業員の一部に限定し、入室の管理等により無権限者からのアクセス防止措置をとるとともに、社内規程において、顧客情報を機密に位置づけ、研修等でアクセス権限のある従業員にその趣旨の浸透を図り、当該情報を関係者以外に開示す

ることを禁止した上、その管理の実効性を高めるために、私物パーソナルコンピュータの使用を禁止し、業務用パーソナルコンピュータの持ち出しや外部記録媒体への書き出しを原則禁止し、業務用パーソナルコンピュータによる本件情報等へのアクセス記録を管理していたものである。なお、外部記録媒体に対する管理については、記録媒体を有する私物スマートフォンの執務室内への持ち込みや業務用パーソナルコンピュータに接続しての充電は許容されており、かつ、実際には多くのスマートフォンについて書き出し制御が機能していなかったなど、十分でなかったことは否定できないが、関係各証拠によれば、bにおける研修等により、従業者にはスマートフォンを含む外部記録媒体への書き出し制御が実施されている旨周知されており、従業者もそのような認識を持って業務を行っていたことが認められる。そして、本件システムのアカウント等の情報が顧客分析課の共有フォルダ内に複数蔵置されていたという事実も、実際にアクセス無権限者が共有フォルダの情報を利用して本件データベースの顧客情報にアクセスできる人数等に照らせば、bにおけるアカウントを用いた顧客情報へのアクセス制限の実効性を失わせるとはいえない。以上の事実を総合すれば、本件当時、a及びbにおいては、本件顧客情報につき、アクセスできる者を制限するなど、当該情報の秘密保持のために必要な合理的管理方法がとられていたといえることができる。

(3) 次に、以上を前提に、本件顧客情報にアクセスする者につき、それが秘密情報であることの客観的認識可能性〔2〕の点について検討する。

前記のとおり、アカウント等によりアクセス制限が行われ、外部記録媒体への書き出し制限がされていたという事実に加え、前記1で認定したとおり、bでは、毎年、従業者全員を対象とした情報セキュリティ研修を実施した上、個人情報や機密情報の漏えい等をしてはならない旨記載された受講報告書のほか、個人情報及び機密情報の保秘を誓約する内容の同意書の提出を求めており、被告人も、bでの業務開始時に加え、その後も毎年、前記研修を受講し、前記受講報告書及び前記同意書を作成して提出していたこと、本件システムの開発等に従事する者は、本件システムの内容及び目的並びにその中の情報の性質等から、本件データベースに集積される情報が、aの事業活動において収集された顧客情報であり、当該情報がaの事業活動に活用される営業戦略上重要な情報であって、機密にしなければならない情報であることを容易に認識でき、実際にも被告人を含む従業者はそのことを認識していたと認められること、さらに、a及びbの各社内規程においても、aの顧客情報については機密であり、社内の業務遂行上の関係者のみが取扱うことを可能とする旨規定されていたこと等からすれば、本件顧客情報にアクセスする従業者においては、それが管理されている秘密情報であることを客観的に認識可能であると認められる。

(4) 弁護人は、〔1〕本件システムのアカウントやアクセス情報等の本件システムに接続できる情報が顧客分析課の共有フォルダ内に複数蔵置され、共有フォルダにア

アクセスできる者は本件データベースにアクセスできたこと，〔2〕業務用アカウントのパスワードは2年間変更されていなかったこと，〔3〕開発環境にも本番環境と同様の顧客情報が残っており，従業者はセキュリティの程度が低い開発環境においても顧客情報を扱っていたことが認められること等から，本件においては，秘密管理性の要件は満たさない，また，〔4〕a等では，本件顧客情報は，本件データベース以外にも，他のデータベースや記録媒体等に同時に保有されているところ，他のデータベース等に関する秘密管理性に関する立証が何らなされていない，と主張する。

ア〔1〕について

既に認定したとおり，本来アクセス権限を有しないにもかかわらず，共有フォルダ内に蔵置されていた本件データベースの接続情報や各種アカウント等にアクセスでき，本件データベース内の顧客情報にアクセスするための必要なソフトウェアが設定されていた者は合計8名であり，本件データベースにアクセスするには，それなりにコンピュータスキルを要すると考えられること等からすれば，本件データベース内の顧客情報に現実的にアクセスできた者は前記8名よりも更に少ない人数であった可能性が高いといえる。したがって，本件システムのアカウントを始めアクセスに関する情報が顧客分析課の共有フォルダ内に複数蔵置されていたという事実を勘案しても，bにおけるアカウントを用いた顧客情報へのアクセス制限が，その実効性を失っていたとはいえず，前記秘密管理性の認定を覆す事情とは認められない。

イ〔2〕について

確かに，定期的にパスワードを変更することが情報セキュリティの観点から望ましいといえるが，前記認定のとおり，業務用アカウントについては，担当部署の上長によって業務上必要な使用者が管理されており，無権限者によるアクセス防止措置もとられていることからすれば，2年以上パスワードが変更されていない事実により，アクセス無権限者が本件データベースにアクセスする事態が生じる可能性は低い。また，既に認定したとおり，本件システムの開発が開始されたのは平成24年4月頃のことであるが，同システムに実際の顧客情報が入り始めたのは，平成25年1月頃のことであり，本件データベース内の顧客情報にアクセスし得る状態にあったのは同時期以降のことであったことに加えて，関係各証拠によれば，平成26年4月に本件システムの本格運用の開始が予定されていたが，システムの不具合が続発していたため，その開始が同年7月頃となることが見込まれていたものであるところ，I等の供述によれば，本件システムの本格運用の開始後に，業務用アカウントのパスワードを変更する予定であり，システムの不具合が続発している中でパスワードを変更することは難しかったというのである。これらの事実からすれば，パスワードの変更がされていない期間は，顧客情報が本件データベースに入り始めてからそれほど長期間が経過しているとはいえず，また，上記パスワードを変更することができなかったことにもやむを得ない事情があったといえる。

よって、業務用アカウントのパスワードが2年間にわたり変更されていなかったという事実は、bにおけるアカウントを用いた顧客情報へのアクセス制限の実効性を失わせるような事実ではなく、前記秘密管理性の認定を覆す事情とは認められない。

ウ〔3〕について

前記第2の4で認定したとおり、本件データベースのインポート層、DWH層及びマート層の各層において、顧客情報が蔵置されていたデータ領域である本番環境と運用開始前の各種テストを実施するために使用されるデータ領域である開発環境があり、両者は物理的にも区別されていたところ、個人情報保護のためのシステムセキュリティの要件を規定した規程上、開発環境では、本番環境と同様に個人情報を登録したり、格納したりしないこととされており、J、I及びKの各供述によれば、開発環境は、本番環境とは切り離され、個人情報を含んだデータの格納は禁止されており、本件発覚後の調査においても、各開発環境内から個人情報を含んだデータは発見されなかったこと等から、開発環境には本番環境と同様の個人情報は格納されていなかったことが認められ、a及びbにおいては、概ね前記規程に基づいた運用がなされていたものと認められる。

この開発環境に関する前記3名の各供述は、aの規程等の客観的証拠と整合するとともに、互いに整合しており、その信用性を高め合っており、特にKは、開発環境では個人情報を用いない代わりに、個人情報を含まないダミーデータやマスキングデータを用いること等のデータ利用ルールについて、具体的に述べており、高い信用性を認めることができる。

これに対し、被告人は、作業時間を短縮するため、複数回、本番環境の顧客情報のデータをそのまま開発環境にコピーして作業したことがある旨供述する。しかしながら、被告人が述べるところは、開発環境には個人情報を格納してはいけない旨のaの規程に反し、前記3名の供述と矛盾する上、被告人以外の従業者が一般的に被告人の供述するような運用をしていたことを裏付ける証拠は一切存在しない。さらに、被告人は、本番環境のデータを開発環境にコピーした案件が何であったかについて、公判廷においてさえ、不合理にその供述を変遷させている。以上からすれば、この点に関する被告人の供述を信用することはできず、前記認定は揺るがない。また、被告人は、本件データベースには「準本番環境」と呼称される環境が存在し、その中でも本番環境のデータをコピーすることを日常的に行っていた旨供述するところ、被告人が供述する準本番環境の位置付けは必ずしも明確ではないものの、前記のとおり、本件データベースには、物理的に区別された本番環境と開発環境の二つが存在し、更に本番環境の中に、運用中の既存システムとの対照等のテストを実施するための並行本番環境と呼称される環境が設けられており、それ以外の環境の存在をうかがわせる証拠はないこと、被告人自身、準本番環境と呼称していたのは、前記Jら3名が並行本番環境と呼称していたものと同じのものであるとの認識を述べていることから、被告人が述

べる準本番環境とは、前記並行本番環境と同一のものであると解するのが合理的である。そうすると、前記並行本番環境は本番環境の一種であり、個人情報を格納することが許された環境であるから、前記被告人の供述を前提にしても、何ら規程等には違反せず、秘密管理性の観点からも特段問題がないといえる。

さらに、前記認定のとおり、本件データベース内の各層の開発環境にアクセスする場合であっても、別個に設定されたアカウントの入力を要し、当該アカウントについては、担当部署の上長による管理が行われていたことからすれば、仮に被告人が供述するように、開発環境に個人情報を含んだデータが格納されていたとしても、アクセスできるのは承認された権限者のみであり、本番環境に比べてアクセス可能人数が増加することは推察されるものの、そのことをもって a 及び b における前記秘密管理性の認定を覆す事情とは認められない。

エ〔4〕について

連携システムについても、本件同様の顧客情報が入っており、それを扱っていることが認められるが、J、I 及び K の各供述によれば、連携システムについても、アカウントの区別や管理については本件データベースと同様の方法で行われており、それが a 及び b の統一的ルールであったこと、前記認定のとおり、既に本格稼働していた連携システムの各データベースサーバについては、一定時間中に通信量が一定の基準値を超えた場合に、当該パーソナルコンピュータ使用者の所属長等に確認を求める電子メールが送信されるというアラートシステムが稼働していたこと、a と b では、外部記録媒体への書き出し制限のあり方が異なるが、それ以外のセキュリティ対策については、ほぼ同じであったことが認められ、さらに、J は、本件当時、個人情報が入ったデータベースは 4 1 個くらいあり、すべてについてアクセス制御が必要であるという認識を示していることからすると、連携システム等を始め他のデータベースに関しても、概ね本件データベースと同様の情報管理体制が取られていたことが認められる。したがって、本件データベース以外の他のデータベースのすべてについての情報管理体制の立証が完全になされていないという弁護人の主張を踏まえても、a 及び b における本件顧客情報に関する前記秘密管理性の認定を覆さない。

オ 以上のとおり、前記弁護人の主張はいずれも採用できない。

その他、弁護人がるる主張する各事情を十分に検討しても、前記秘密管理性の認定を覆す事情は認められない。

(5) 小括

以上によれば、本件当時、a 及び b においては、本件顧客情報を管理する方法が、アクセスできる者を制限するなど、情報の秘密保持のために必要な合理的管理方法であり、本件顧客情報にアクセスする者が、その情報が管理されている秘密情報であると客観的に認識可能であったことが認められる。よって、本件顧客情報については、秘密管理性の要件を充足しているというべきである。

有用性	－
非公知性	－

【4】 営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	－
不正開示・使用	－

【5】 掲載文献

掲載文献	－
------	---

2.27. 東京地判平成 28 年 4 月 27 日 (25447938)

平成 25 年(ワ)第 30447 号

【1】当事者

原告	被告
中央精機株式会社	被告 A

当事者の関係

- 原告は、精密機械の製造販売等を目的とする株式会社であり、オートフォーカス顕微鏡及びその周辺機器等の製造、販売等を行っている
- 被告は、昭和 58 年 3 月 28 日に原告に入社し、平成 22 年 10 月 29 日に退職するまで、原告において設計関係の業務に従事していた者である。

【2】請求および判決

請求	判決
不正取得行為に基づく使用差止請求	認容
不当利得返還請求	棄却

請求の具体的な内容

- 被告は、原告に対し、603万2526円及びこれに対する平成25年2月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 被告は、別紙1営業秘密目録記載の各電子データを使用してはならない。
- 被告は、別紙1営業秘密目録記載の各電子データ及び同電子データを印刷した図面を廃棄せよ。

判決の具体的な内容

- 被告は、別紙1営業秘密目録記載の各電子データを使用してはならない。(請求2と同旨)
- 被告は、別紙1営業秘密目録記載の各電子データのうち、別紙2電子データ一覧表A記載の各電子データを第三者に使用させてはならない。(請求3と同旨)
- 被告は、別紙1営業秘密目録記載の各電子データ及び同電子データを印刷した図面を廃棄せよ。(請求4と同旨)
- 原告のその余の請求を棄却する。
- 訴訟費用はこれを2分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

【3】 営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面や部品表のデジタルデータは、社内サーバに保存された上、社内文書管理システムであるアークスイートを用いて管理されており、原告の従業員がデータを検索、閲覧、印刷するには所定の利用登録を受ける必要があるほか、サーバに蓄積されているデータを個別又は一括してダウンロードし、記録媒体に保存する権限を与えられているのは、技術部門の一部の従業員に限られていたことなどからすれば、本件データは、いずれも、原告において秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって、公然と知られていないもの、すなわち、不競法にいう「営業秘密」に当たるものと認められる。
有用性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件データは、いずれも、原告において秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって、公然と知られていないもの、すなわち、不競法にいう「営業秘密」に当たるものと認められる。
非公知性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件データは、いずれも、原告において秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって、公然と知られていないもの、すなわち、不競法にいう「営業秘密」に当たるものと認められる。

【4】 営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1) 原告は、被告がアークスイートにアクセスして本件データを取得し、これらをUSBメモリ等に保存して持ち去ったと主張し、同行為は、不競法2条1項4号の「不正の手段により営業秘密を取得する行為」に当たる旨主張する。 そこで検討するに、前記認定事実によれば、被告は、平成22年6月から同年10月までの5か月間で、アークスイートから合計4万8964件のデジタルデータをダウンロードし、これは、原告がアークスイートに保管しているほぼ全ての設計データに相当するというのであるから、被告が、上記期間中に、本件データをダウンロードして入手したことが優に推認できる。 そして、前記認定事実によれば、〔1〕被告は、同年7月31日、Bから新会社の設立計画をスタートする旨の電子メールを受領し、これに対して必要となる設備を挙げる内容の返信をしていること、〔2〕Bは、同日、原告の取引先にも新会社の設立を示唆する内容の電子メールを送っていることからすれば、同日時点で、被告やBらによる新会社設立の計画は相当程度具体化していたと推察されること、〔3〕被告は、原告が希望退職者を募集し、B、D、C及びEが退職届を提出した同年9月上旬に、特に集中して、アークスイートから過去に比して極めて多量のデジタルデータをダウンロードしており、作業日報上、ここまで多量なデジタルデータを取り扱った旨も記載されていないこと、〔4〕本件データのうち別紙2「電子データ一覧表A」記載の電子データは、原告が設計、開発した2ラインセンサ方式のオートフォーカス顕微鏡に関する組立図、部品図又は部品表のデータであること、〔5〕被告は、原告を退職
------	---

して間もなくBらと設立したフェイスにおいて設計業務を担当し、フェイスは、原告の主力製品のひとつである2ラインセンサ方式のオートフォーカス顕微鏡と同一の特徴を持つ「装置組込用オートフォーカスシステム」、「高感度2ラインセンサー方式による顕微鏡オートフォーカスを実現するための製品」を製造販売していることなどの事実が認められるところ、これらの事実を総合すれば、被告は、既に設立の計画が相当程度具体化していた新会社（後に設立されたフェイス）において、「高感度2ラインセンサー方式による顕微鏡オートフォーカスを実現するための製品」等の設計に用いる目的を持って、アークスイートにアクセスの上、本件データを含む原告の製品の設計データをまとめてダウンロードし、これを外部媒体等に保存して持ち去ったものと合理的に推認できる。

- ・（2）これに対し、被告は、〔1〕被告が本件データをUSBメモリ等に保存して持ち去っているのであれば、デジタル・フォレンジック調査等により、その形跡を示す証拠が得られるはずである、〔2〕被告が多量の設計データを取得したのは、原告の技術センターの閉鎖や、被告の退職後のことを想定してデータをPDF化することによって業務の利便性等を高めることを目的としていたものである、などとして、本件データを持ち出した事実を否認し、本人尋問においても同旨の供述をする。

しかしながら、〔1〕について、デジタル・フォレンジック調査による証拠が本件に提出されていなかったとしても、そのことをもって、被告が本件データを持ち去っていないと断ずることはできない（現に、Bが被告ほかに送信した電子メールに添付されていた「緊急行動計画」、「設立にあたり」とそれぞれ題する文書の内容は、原告によるデジタル・フォレンジック調査によっても復元することができなかったのである。）。また、〔2〕について、被告は、本人尋問において、ダウンロードするにとどまりPDF化していないデータがほとんどであることを自認している（速記録20頁）ほか、前記認定事実によれば、原告の従業員は、アークスイートを用いることにより、図面の拡大表示やページ送りを含む閲覧をすることができるのであって、あえてこれらをPDF化することにより業務の利便性が高まるとは直ちには認め難いし、原告の技術センターの閉鎖等を想定してデータをバックアップするにしても、原告による指示もないのに被告が独断で行う必要もうかがわれない。被告は、アークスイートから極めて多量のデジタルデータをダウンロードした理由について、合理的な理由をおよそ説明できていないというほかはなく、被告の上記主張、供述は、著しく不自然、かつ、不合理であって、採用することができない。

- ・（3）以上によれば、上記（1）のとおり、被告は、原告を退職後に設立する予定であった新会社（後に設立されたフェイス）での設計業務に用いるため、原告の営業秘密に属する本件データを持ち去ったものと認められる。

しかるところ、被告は、確かに形式的には、原告の技術部門に属する従業員として、サーバに蓄積されているデータを個別又は一括してダウンロードし、記録媒体に保存

	<p>する権限を与えられていたものの、原告が技術部門の一部の従業員に限ってかかる権限を付与していたのは、製品の設計情報という機密性の高い情報について、真に業務上の必要のある場合にのみこれを保存することを許容する趣旨に出たものであって、後に設立することを企図している競合会社の製品の設計に用いる目的を持って、原告の製品の設計データを大量にダウンロードして取得することまでも許容する趣旨でなかったことは明らかであり、被告がその旨を認識していたことも優に推認することができる。</p> <p>・したがって、被告の同行為は、不正の手段により営業秘密を取得する行為（不競法2条1項4号）に当たるといふべきである（以下、被告の上記行為を「本件不正取得行為」という。）。</p>
不正開示・使用	—

【5】掲載文献

掲載文献	裁判所ウェブサイト
------	-----------

2.28. 東京地判平成 28 年 4 月 27 日 (25447972)

平成 26 年(ワ)第 9920 号

【1】当事者

原告	被告
株式会社モトロニクス	森川産業株式会社

当事者の関係

- ・ 原告は、電子機器及び同部品の製造、加工、販売、修理等を業とする株式会社である。
- ・ 被告は、鋳物製品の製造、加工及び販売並びに電子精密機械、通信機器、自動制御装置、計測機器、動力機器及びプラントの設計、製作、据付、販売等を業とする株式会社である。

【2】請求および判決

請求	判決
特許権に基づく差止請求	棄却
不法行為に基づく損害賠償請求	棄却
不正競争行為に基づく差止請求	棄却
不正競争行為に基づく損害賠償請求	棄却
契約上の返還義務又は所有権に基づく返還請求	棄却

請求の具体的な内容

- 1 被告は、別紙被告製品目録記載の各製品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸出し、又は譲渡若しくは貸渡しの申出をしてはならない。
- 2 被告は、別紙被告製品目録記載の各製品を廃棄せよ。
- 3 被告は、原告に対し、4356万円及びこれに対する平成26年5月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告は、別紙被告製品目録記載の各製品につき販売又はメンテナンスの勧誘をするに際して、別紙原告顧客情報(1)及び同(2)を使用してはならない。
- 5 被告は、原告に対し、別紙原告顧客情報(1)及び同(2)を廃棄し、また、別紙原告顧客文書を返還せよ。
- 6 被告は、「原告は商社にすぎないから、別紙被告製品目録記載のプリント基板の加工装置は、原告の開発した製品ではない。もともと被告の開発製品だ。」との虚偽の事実を告知し、又は流布してはならない。
- 7 訴訟費用は被告の負担とする。
- 8 仮執行宣言

判決の具体的な内容

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

【3】営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性

・ 本件指示書等には「部外秘」「秘密」などの秘密情報が記載されていることを示す印字や押印がされていなかったこと、原告は、本件指示書等をファクシミリで被告に送信していたが、被告が本件指示書等の受信に用いたファクシミリは、原告との取引に関与する産業機械の部署のみならず、流体機械部門やバルブを担当する部署も共通して使用しており、原告から本件指示書等を受領する担当者以外の被告従業員も、本件指示書等を容易に見ることができたこと及び原告は上記ファクシミリの設置状況を認識していたことが認められる。これらを総合すると、本件指示書等に記載された顧客情報に接した者が、これが秘密として管理されていることを認識し得る程度に秘密として管理している実体があったとは認められず、したがって、本件指示書等に記載された原告顧客情報について、秘密管理性があったということとはできない。

・ この点に関して原告は、情報の性質上秘密であることは明らかであるから本件指示書等に「部外秘」といった記載がなかったとしても秘密管理性は損なわれぬ旨主張するが、商品の販売実績等として販売台数や機種、販売先等を公表することは一般的にあり得ることであって、情報の性質上秘密とすべき情報であるとまではいえない。

また、原告代表者は、本件口頭弁論期日における本人尋問において、原告社内においては、原告顧客情報を原告代表者及び担当者のみが閲覧等できるものとして管理し、また、被告に対しては、被告の乙《1》部長に「秘密情報なので大切に保管してくれ」と伝え、平成10年に被告との間で秘密保持契約を締結していた旨供述したが、前記1（1）イのとおり原告と被告は平成10年に秘密保持契約を締結していたものの、同契約における秘密保持の対象は技術的な情報に限られており、顧客情報は秘密保持の対象とされていなかったし、原告が被告に対して本件指示書等を交付するに当たり、特定の被告従業員に面談して直接交付したり、受領者を特定しかつ同人以外の者は開封しないように注記した上で郵送したり、事前に電話等で連絡をして特定の被告従業員がその他の従業員等にその内容を見られることなく確実に本件指示書等を受領するように指示した上でファクシミリ送信するなどの方法を取ることも容易であったにもかかわらず、何ら原告顧客情報を秘匿するための交付方法をとることもなく、また本件指示書等に「秘密」である旨の表示もすることなく、漫然と担当者以外も日常的に目にする可能性があるファクシミリ機に宛てて送付していたことに照らすと、原告社内において原告顧客情報が秘密管理されていた事実及び原告代表者が被告の乙《1》部長に対し、「大切に保管してくれ」と伝えていた事実が認められたとしてもなお、原告顧客情報に秘密管理性があったと認めることはできない。

有用性	—
非公知性	—

【4】営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	—
不正開示・使用	<p>・被告と実質的に同一であると原告が主張するモリカワは、原告顧客情報を使用しなくとも営業先の会社名及び住所を知ることができたといえるし、担当者名についても、顧客の方から連絡があった場合には顧客から知ることができ、また、営業先の会社に電話をかけた際に担当者の名前を教えてもらうこともできる上、メンテナンスについては、原告から納入済みの製品を見て、顧客が製造元である被告に連絡をしていくことはあり得ることであるから、〔1〕ないし〔29〕の行為が全て事実であると認められたとしても、これらの行為をもって被告又はモリカワが、原告顧客情報を使用したと認めることはできない。</p>

【5】掲載文献

掲載文献	裁判所ウェブサイト
------	-----------

2.29. 知財高判平成 28 年 4 月 27 日 (25448025)

平成 26 年(ネ)第 10059 号

【1】当事者

原告	被告
協和界面科学株式会社 (被控訴人)	控株式会社ニック、株式会社あすみ技研、被告 X (控訴人)

当事者の関係

- ・ X は、原審原告を平成 21 年 8 月 31 日に退職後、ニックに入社
- ・ ニックは、被控訴人の元従業員であった Y (控訴人ニック代表者) 及び P が、平成 21 年 4 月 17 日に設立した会社
- ・ 控訴人あすみ技研が控訴人ニックから製品の販売委託を受けている。

【2】請求および判決

請求	判決
著作権侵害、不正競争又は不法行為に基づく損害賠償請求 (原審 A 事件)	一部認容
著作権侵害、不正競争に基づく差止請求 (原審 B 事件)	却下
著作権侵害、不正競争、不法行為に基づく損害賠償請求 (原審 B 事件)	一部認容

請求の具体的な内容(控訴の趣旨)

- (1) 原判決中控訴人ら敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- (3) 被控訴人は、控訴人ニックに対し、100万円を支払え(控訴人ニックは、原審における1000万円の損害賠償請求を、このように減縮した。)
- (4) 被控訴人は、控訴人あすみ技研に対し、50万円を支払え(控訴人あすみ技研は、原審における200万円の損害賠償請求を、このように減縮した。)

判決の具体的な内容

- 1 控訴人らの本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 被控訴人の本件附帯控訴に基づき、原判決中被控訴人と控訴人らに係る部分を次のとおり変更する。
 - (1) 控訴人ニック及び控訴人 X は、被控訴人に対し、連帯して304万9890円及びこれに対する平成23年12月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (2) 控訴人 X は、被控訴人に対し、44万3131円及びこれに対する平成24年10月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 被控訴人の控訴人ニック及び控訴人Xに対するその余の請求並びに被控訴人の控訴人あすみ技研に対する請求をいずれも棄却する。

(4) 控訴人ニック及び控訴人あすみ技研の被控訴人に対する請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は、被控訴人と控訴人らとの間では、第1, 2審を通じて(第2審は控訴及び附帯控訴とも)、被控訴人に生じた費用の60分の2及び控訴人ニックに生じた費用の10分の1を控訴人ニックの負担とし、被控訴人に生じた費用の60分の3及び控訴人Xに生じた費用の5分の1を控訴人Xの負担とし、被控訴人に生じた費用の60分の1及び控訴人あすみ技研に生じた費用の30分の1を控訴人あすみ技研の負担とし、被控訴人に生じた費用の10分の9、控訴人ニックに生じた費用の10分の9、控訴人Xに生じた費用の5分の4及び控訴人あすみ技研に生じた費用の30分の2を被控訴人の負担とする。

4 この判決は、第2項(1)及び(2)に限り、仮に執行することができる。

[3] 営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	<ul style="list-style-type: none">・原告プログラムが完成した平成21年7月当時、開発を担当するプログラムの使用するパソコンにはパスワードの設定がされ、また、被控訴人は、完成したプログラムのソースコードを研究開発部のネットワーク共有フォルダ「R a n d D _ H D D」サーバの「S O F T _ S o u r c e」フォルダに保管し、当該フォルダをパスワード管理した上で、アクセス権者を限定するとともに、従業員に対し、上記管理体制を周知し、不正利用した場合にはフォルダへのアクセスの履歴(ログ)が残るので、どのパソコンからアクセスしたかを特定可能である旨注意喚起するなどしていたことに照らすと、原告ソースコードは、被控訴人において、秘密として管理されていたものというべきである。・被控訴人は、開発担当者である控訴人Xに対して、原告ソースコードにアクセスする権限を付与しており、特に複写を制限する措置も講じていなかった(甲21, 22の1, 乙9, 42)。・控訴人Xは、被控訴人を退職する際、被控訴人から貸与を受けて原告プログラムの作成に使用していたパソコンを買い取った・原告プログラムが完成した平成21年7月当時、開発を担当するプログラムの使用するパソコンにはパスワードの設定がされ、また、被控訴人は、完成したプログラムのソースコードを研究開発部のネットワーク共有フォルダ「R a n d D _ H D D」サーバの「S O F T _ S o u r c e」フォルダに保管し、当該フォルダをパスワード管理した・被控訴人は、その就業規則において、社員の服務心得(7条(6))として、「業務上の機密事項および会社の不利益となる事項を他に漏らさないこと」を、退職後の責任(38条)として、「社員は退職後も、在職中に知り得た会社の機密を他に漏らしてはならない。」ことを、懲戒解雇事由として(47条(6))として、「職務上知り得た業務上の重要機密を外部に漏らし、または漏らそうとしたとき」を、それぞれ規定
-------	---

	<p>している。また、被控訴人は、退職する従業員に対しては、おおむね以下の事項の遵守を誓約する旨の「秘密保持に関する誓約書」の提出を求めており、実際に、控訴人 Xからも本件誓約書の提出を受けた（甲 8，9）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォルダをパスワード管理した上で、アクセス権者を限定するとともに、従業員に対し、上記管理体制を周知 ・原告アルゴリズムの内容は、本件ハンドブックに記載されているか、あるいは、記載されている事項から容易に導き出すことができる事項である。 ・本件ハンドブックは、平成18年10月頃、被控訴人の研究開発部開発課が、営業担当者向けに作成したものであり、その冒頭（「はじめに」）には、「この資料は主にお客様と接することの多い営業担当向けに、測定解析統合システムソフトウェア F A M A S の概念から機能概要までをまとめたものです。取扱説明書に記述されている内容もありますが、中には当社のノウハウ的な要素も含まれていますので、この資料は「社外秘」とさせていただきます。出張の際などにいつもお持ちいただくことで何かのお役に立てれば幸いです。～研究開発部 開発課 X～」と記載されており、表紙中央部には、「CONFIDENTIAL」と大きく印字されており、各ページの上欄外には「【社外秘】」と小さく印字されている（甲 12）。 ・本件ハンドブックは、被控訴人の研究開発部開発課が、営業担当者向けに、顧客へのソフトウェアの説明に役立てるため、携帯用として作成したものであること、接触角の解析方法として、$\theta/2$法や接線法は、公知の原理であるところ、被控訴人においては、画像処理パラメータを公開することにより、試料に合わせた最適な画像処理を顧客に見つけてもらうという方針を取っていたことが認められ、これらの事実を照らせば、プログラムのソースコードの記述を離れた原告アルゴリズム自体が、被控訴人において、秘密として管理されていたものということとはできない。
有用性	<ul style="list-style-type: none"> ・原告プログラムは、理化学機器の開発、製造及び販売等を業とする被控訴人にとって、その売上げの大きな部分を占める接触角計に用いる専用のソフトウェアであるから、そのソースコードは、被控訴人の事業活動に有用な技術上の情報であり、また、公然と知られてないものである
非公知性	<ul style="list-style-type: none"> ・原告プログラムは、理化学機器の開発、製造及び販売等を業とする被控訴人にとって、その売上げの大きな部分を占める接触角計に用いる専用のソフトウェアであるから、そのソースコードは、被控訴人の事業活動に有用な技術上の情報であり、また、公然と知られてないものである ・原告アルゴリズムの内容の多くは、一般に知られた方法やそれに基づき容易に想起し得るもの、あるいは、格別の技術的な意義を有するとはいえない情報から構成されているといわざるを得ないことに加え、一部ノウハウと見られる情報が含まれているとしても、そもそも、前記（ア）bのとおり、被控訴人は画像処理パラメータを公開することにより、試料に合わせた最適な画像処理を顧客に見つけてもらうという方針を

	取っており、原告アルゴリズムを、営業担当者向けに、顧客へのソフトウェアの説明に役立てるため携帯用として作成した本件ハンドブックに記載していたのであるから、被控訴人の営業担当者とその顧客に説明したことによって、公知のものとなっていたと推認することができる。
--	---

【4】営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	—
不正開示・使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ (ア) 控訴人Xの不正競争 <p>被告旧接触角計算（液滴法）プログラムは、前記1（1）のとおり、原告接触角計算（液滴法）プログラムを複製又は翻案したものであると認められることに加え、前記ア認定のとおり、被告旧バージョンの開発期間が2か月程度と極めて短期間であること、被控訴人においては、ソフトウェアの開発担当者に対し、ソースコードの複製を制限していなかったところ、控訴人Xは、被控訴人を退職するに当たって、原告プログラムの開発に使用していた貸与パソコンを買受けたこと、本件仮処分事件の審理において、控訴人ニックは、被告旧バージョンを作成するに当たり、被控訴人のプログラムに記述された関数を参考にしたことを認めていた上に、控訴人ニック及び控訴人Xは、原告ソースコードを保有すること、原告ソースコードの一部を使用して被告旧バージョンを作成したことを前提とする和解条項案を被控訴人に対して提示していたこと等に照らせば、控訴人Xが、被控訴人を退職するに際し、原告ソースコードを廃棄せず、退職後も保有した上、これを使用して被告旧接触角計算（液滴法）プログラムを作成したものと推認することができる。</p> <p>そして、控訴人Xは、控訴人ニックにおいて、被告旧接触角計算（液滴法）プログラムを含む被告旧バージョンを搭載した製品を製造販売すること、すなわち原告接触角計算（液滴法）プログラムを複製又は翻案したものである被告旧接触角計算（液滴法）プログラムを製造販売することにより、控訴人ニックに対し、不正な利益を得させる目的で上記行為を行ったものと認めることができるから、控訴人Xの上記行為は、不正競争防止法2条1項7号の不正競争に該当する。</p> ・ (イ) 控訴人ニックの不正競争 <p>前記アに認定した事実によれば、控訴人ニックは、被控訴人の元従業員であったY及びPが、平成21年4月17日に設立した会社であり、控訴人Xが、被控訴人を退職するに際し、原告ソースコードを廃棄せず、退職後も保有した上、これを使用して被告旧接触角計算（液滴法）プログラムを作成したことを知りながら、原告接触角計算（液滴法）プログラムを複製又は翻案した被告旧接触角計算（液滴法）プログラムのソースコードを取得したものと推認することができる。</p> <p>したがって、控訴人ニックは、原告ソースコードについて不正開示行為であることを知って、これを取得又は使用したものと認めることができるから、控訴人ニックの</p>

	上記行為は、不正競争防止法2条1項8号の不正競争に該当する。
--	--------------------------------

【5】掲載文献

掲載文献	裁判所ウェブサイト
------	-----------

2.30. 東京地判平成 28 年 5 月 31 日 (25447995)

平成 25 年(ワ)第 15928 号

【1】当事者

原告	被告
出水商事株式会社	株式会社V I V I T、被告 A、被告 B

当事者の関係

- 原告は、酒類、食料品、清涼飲料の輸出入・販売等を目的とする株式会社（昭和 47 年 10 月設立、資本金 5000 万円）であり、被告会社は、酒類の輸出入、卸売及び小売業等を目的とする株式会社（平成 24 年 9 月設立、資本金 800 万円）である。
- 被告 A は、平成 10 年ころから平成 24 年 9 月まで、同 B は、平成 14 年ころから平成 24 年 10 月まで、それぞれ原告の従業員であった者であり、被告 A は、被告会社の設立時から、その代表取締役を務めている。

【2】請求および判決

請求	判決
不法行為、債務不履行又は不正競争行為に基づく損害賠償請求	一部認容
不正競争行為に基づく営業差止請求	却下
不正競争行為に基づく引渡請求	棄却

請求の具体的な内容

- 被告らは、原告に対し、連帯して、2000 万円及びこれに対する平成 25 年 7 月 2 日（被告らに対する最終の訴状送達日の翌日）から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 被告 A 及び同 B（以下、同被告ら両名を併せて「被告 A ら」という。）は、別紙営業秘密目録記載の顧客名簿の内容を用いて、顧客に対して、面会を求め、電話をし、郵便物を送付し又は電子メールを送信する等して、酒類に関する契約の締結、締結の勧誘又はその他営業行為等をしてはならない。
- 被告 A らは、別紙営業秘密目録記載の顧客名簿に記載する内容が記録されたコンピューター内の記録媒体又は PC カード、CD-ROM、DVD-ROM 並びにフロッピーディスク等の電磁的記録媒体を廃棄し、原告に対し、同記録媒体及び同電磁的記録媒体からの印刷物を引き渡せ。

判決の具体的な内容

- 原告の訴えのうち、被告 A 及び同 B に対する別紙却下請求目録記載の各請求に係る訴えを却下する。
- 被告 A は、原告に対し、295 万 8798 円及びこれに対する平成 25 年 7 月 2 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 原告の被告 A に対するその余の請求並びに被告会社及び被告 B に対する請求をいずれも棄却する。

4	訴訟費用は、原告に生じた費用の20分の19、被告Aに生じた費用の10分の9、並びに被告会社及び被告Bに生じた費用を原告の負担とし、原告及び被告Aに生じたその余の費用を被告Aの負担とする。
5	この判決は、第2項に限り仮に執行することができる。

【3】営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	・ 本件顧客名簿が秘密として管理されていたこと（秘密管理性）に関する客観的証拠は甲8のみしかなく、その内容を見ても秘密管理性を裏付けるものか判然としない上、原告の本社事務所には、顧客の名称、住所・電話番号等の連絡先、購入商品等が記載された納品書や注文書をまとめたファイルが、施錠等をされることもなく、誰でも自由に閲覧可能な状態で置かれていたこと（乙33）も併せ考慮すれば、本件顧客名簿が秘密として管理されていたこと（秘密管理性）も認めるに足りない
有用性	－
非公知性	－

【4】営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	－
不正開示・使用	－

【5】掲載文献

掲載文献	裁判所ウェブサイト
------	-----------

2.31. 知財高判平成 28 年 6 月 13 日 (25448014)

平成 27 年(ネ)第 10137 号

【1】当事者

原告	被告
控訴人：株式会社DNA	被控訴人：Y 1, Y 2

当事者の関係

- ・ 原告代表は、平成 6 年 6 月 1 6 日に、食料品、化粧品、医薬品等の販売を目的とする株式会社ハートインコスモを設立、平成 1 5 年 1 1 月 1 7 日に原告を設立。
- ・ 被告会社及びBは、ハートインコスモ又は原告の会員として原告製品を販売、その後、退会。

【2】請求および判決

請求	判決
不正競争行為に基づく差止請求	棄却
不正競争行為に基づく損害賠償請求	棄却
不法行為に基づく損害賠償請求	棄却

請求の具体的な内容（控訴の趣旨）

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らは、原判決別紙「商品目録」記載の商品を、原判決別紙「DNA会員名簿」記載の者に対し、譲渡し、引渡し、又は買受けの勧誘をしてはならない。
- 3 被控訴人らは、控訴人に対し、連帯して、3 0 0 0 万円を支払え。
- 4 訴訟費用は、第 1, 2 審とも、被控訴人らの負担とする。

判決の具体的な内容

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

【3】営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	—
有用性	・ 控訴人名簿及びその抜粋と認められる被控訴人ら受領のリピーターマップ（以下、両者を併せて「控訴人名簿等」という。）の記載内容は、住所、電話番号等の連絡先に係る情報を含まないため、これらを使用しても控訴人名簿等に記載された者に対して連絡を取ることはできない。そうすると、控訴人名簿等に記載の者に対して連絡をと

	<p>るためには、別途、それらの者とその連絡先とが関係付けられている控訴人名簿等以外の情報源に基づくほかない。したがって、それらの者との連絡に際しては、控訴人名簿等の有用性は極めて乏しく、その際に控訴人名簿等は使用されていないと推認される。また、会員名以外の控訴人名簿等に記載の情報については、控訴人からは、その営業秘密としての有用性についても、被控訴人らによるその使用についても、具体的な主張立証がなく、その使用の事実を認める余地はない。</p>
非公知性	—

【4】 営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	—
不正開示・使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 控訴人名簿等に記載の者に対して連絡をとるためには、別途、それらの者とその連絡先とが関係付けられている控訴人名簿等以外の情報源に基づくほかない。したがって、それらの者との連絡に際しては、控訴人名簿等の有用性は極めて乏しく、その際に控訴人名簿等は使用されていないと推認される。 ・ 控訴人の主張は、会員相互間の人的関連に基づいて各連絡先を把握できるから、控訴人名簿を使用して勧誘をしたものとみなされるとの趣旨と解される。しかしながら、自己より下部の会員及び更に下部の会員が誰であるかは、もともと被控訴人らの勧誘した結果に基づいて控訴人の会員となっている以上、既知のことであり、これらの人的な関連により、その各々の連絡先を把握できるから、結局、勧誘に当たり、控訴人名簿を使用すべき必要性は認められない。

【5】 掲載文献

掲載文献	裁判所ウェブサイト
------	-----------

2.32. 富山地判平成 28 年 6 月 15 日 (25543186)

平成 26 年(ワ)第 223 号

【1】当事者

原告	被告
中部薬品株式会社、有限会社さくら医薬品	被告D

当事者の関係

- ・ フォーユー・メディカル元気は、医薬品及び健康補助食品の配置販売業等を目的とする株式会社であり、E（以下「E」という。）が代表取締役を務めていたが、同人は平成25年10月27日死亡した。その後、F（以下「F」という。）が平成25年11月19日付でフォーユー・メディカル元気の代表取締役に就任したが、同社は平成26年3月31日株主総会の決議により解散し、同年4月11日解散の登記がされた。
- ・ 原告中部薬品は、医薬品の卸業、配置販売業等を目的とする株式会社であり、平成19年7月からEが死亡した平成25年10月ころまで、フォーユー・メディカル元気と医薬品の売買取引をした。
- ・ 原告さくら医薬品及び原告さくら薬品は、いずれも医薬品等の配置販売業等を目的とする特例有限会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）1条3号の規定による廃止前の有限会社法の規定による有限会社であって、整備法2条1項の規定により、会社法の規定による株式会社として存続するものとされた会社）である。
- ・ 被告は、フォーユー・メディカル元気の元従業員であり、営業を担当していたが、平成25年12月30日、フォーユー・メディカル元気の事業廃止に伴い同社を退職した（乙3）。そして、被告は、平成26年1月初旬、タムラ薬品株式会社（以下「タムラ薬品」という。）に就職した。

【2】請求および判決

請求	判決
不正競争行為に基づく差止請求	棄却
不正競争行為及び不法行為に基づく損害賠償請求	棄却

請求の具体的な内容

- 1 被告は、別紙顧客目録1記載の者に対し、面会を求め、電話をし又は郵便物を送付するなどして、医薬品や健康食品の売買契約の締結、締結方の勧誘等の営業行為をしてはならない。
- 2 被告は、別紙顧客目録1記載の住所及び氏名のデータを記録したフロッピーディスク及びコンピュータのファイル等の磁気媒体並びにこれらを印字した紙媒体を破棄せよ。
- 3 被告は、原告中部薬品株式会社に対し、321万2054円及びこれに対する平成26年8月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告は、原告有限会社さくら医薬品及び原告有限会社さくら薬品に対し2227万3946円及びこ

れに対する平成26年8月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

判決の具体的な内容

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

【3】営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性

- ・ ア 本件懸場帳は、平成19年頃、フォーユー・メディカル元気が三洋薬品工業から譲り受けたものであり、同社は、設立日である平成19年7月25日以降、本件懸場帳の使用を開始した。当時、本件懸場帳には、「マル秘」、「社外秘」等、これに記載された事項を秘密情報として扱うことを示す記載はされていなかった。
- イ フォーユー・メディカル元気においては、本件懸場帳を構成する得意先カードは同社の営業担当従業員に渡され、同各従業員はそれぞれ担当する懸場に係る得意先カードを所持し、これを保管していた。被告も、平成25年11月10日までは、その担当する懸場に係る得意先カードを所持、保管していた。
- ウ Fは、平成25年11月11日、フォーユー・メディカル元気の各営業担当従業員に対し、上記各得意先カードを返却するように求めた。そして、被告及び他の営業担当従業員は、同求めに応じて同各得意先カードを返却した。
- エ 被告及び他の営業担当従業員は、上記各得意先カードを返却した2日後の平成25年11月13日、Fから同各得意先カードの写しを渡され、以後、退職するまでの間、同各得意先カードの写しを用いて担当する懸場の顧客方を訪問した。
- オ フォーユー・メディカル元気は、本件顧客情報につき営業担当従業員に対し秘密保持を義務付ける就業規則の規定を持たず、同従業員に秘密保持を義務付ける内容の誓約書を差し入れさせることもなかった。
- カ フォーユー・メディカル元気は、被告に対し、平成25年11月29日付け解雇予告通知書(乙3)を交付し、同社は事業を廃止し、解散することになったこと、そのため、同年12月30日付けで退職してもらうことを伝え、被告は、同日、同社を退職した。その際、被告がフォーユー・メディカル元気から本件顧客情報につきこれを他に開示しないことや、退職後、担当していた懸場の顧客に対し営業行為をしたり、置き合わせをしたりしないことを求められることはなく、これを内容とする誓約書の差入れも求められることはなかった。
- キ フォーユー・メディカル元気は、平成25年12月30日、原告中部薬品に対し、本件懸場帳等を譲渡した。
- ク Fは、平成26年1月末頃、被告に対し、フォーユー・メディカル元気を退職した後5年間は同社の顧客又は取引先に対して医薬品又は健康食品の販売を目的とした出入りや電話、案内書(パンフレット等)の送付等をせず、フォーユー・メ

ディカル元気の営業妨害になることをしないこと等を約する同社宛て誓約書（乙4）への署名等を求めたが、被告はこれに応じなかった。

- ・ ア 上記（2）の認定事実によれば、被告を含むフォーユー・メディカル元気の営業担当従業員は、平成25年11月11日Fから得意先カードを回収されるまでの間、担当する懸場に係る得意先カードを自ら保有し、これを回収された後も、その2日後には、Fから同各得意先カードの写しを渡され、その後、退職するまでの間、これを保有、使用して担当懸場の顧客方を訪問していたことが認められるのであり、このような管理状況に照らせば、被告を含めたフォーユー・メディカル元気の営業担当従業員は、本件顧客情報に随時かつ容易に接することが可能であったといえる。

また、上記認定事実によれば、フォーユー・メディカル元気は、本件懸場帳及び得意先カードに「マル秘」、「社外秘」等、これに係る情報を営業秘密として扱う旨の表示をせず、また、社内には本件顧客情報につき営業担当従業員に秘密保持を義務付ける就業規則の規定や同旨の誓約書は存在しなかったこと、被告がフォーユー・メディカル元気を退職する際、Fから本件顧客情報につき秘密を保持する旨の誓約書の作成を求められることはなく、これが求められたのは被告が退職し、本件懸場帳等が原告中部薬品に譲渡された後の平成26年1月末ころであったことが認められる。これによれば、フォーユー・メディカル元気は、本件顧客情報を秘密として取り扱うことを被告を含む営業担当従業員に対する確に示していなかったといえることができる。

以上を総合すれば、フォーユー・メディカル元気は、本件顧客情報に接し得る者を制限し、本件顧客情報に接した者に本件顧客情報が秘密であると認識し得るような方策を執っていたとはいえず、本件顧客情報は不正競争防止法2条6項所定の営業秘密には当たらないと認めるのが相当である。

イ（ア）原告らは、医薬品配置販売業の業務形態及び本件顧客情報の内容に照らせば、本件顧客情報が営業秘密であることはフォーユー・メディカル元気の営業担当従業員にとっては容易に認識することが可能なものであったといえる旨主張する。

しかし、不正競争防止法において当該情報が保護されるべき「営業秘密」とされるための要件として秘密管理性が求められる（同法2条6項）のは、企業内の技術上又は営業上の情報につき、単に当該企業がそれを秘密にしようという意図を有しているだけでは足りず、当該企業内において、当該企業のそのような意図を客観的に認識することができるだけの措置が執られていることを求める趣旨であり、したがって、ある技術上又は営業上の情報が、その一般的な性質としては営業秘密として扱われるにふさわしい重要性を有するものであり、世間一般の企業では外部に開示されていないようなものであったとしても、当該企業においてそれを営業秘密として管理するための適切な措置を執っていなければ、不正競争防止法上の営業秘密

	<p>とは認められないというべきである。そして、本件では、上記のとおり、フォーユー・メディカル元気においてそのような措置が執られていたとは認められない。</p> <p>したがって、原告らの上記主張は採用することができない。</p> <p>(イ) また、原告らは、Fは、平成25年11月11日、フォーユー・メディカル元気の各営業担当従業員から得意先カードの返却を受けた後、これを勤め先の金庫や自宅において保管するようになり、この時から、本件懸場帳ないし得意先カードはFの許可がなければ閲覧することができなくなったから、本件顧客情報は各営業担当従業員がこれを営業秘密であると容易に認識し得るものとなったといえる旨主張する。</p> <p>しかし、前記(2)の認定事実によれば、Fは被告を含む営業担当従業員から得意先カードの返却を受けた後も、その写しを同従業員らに交付して、同従業員らが随時かつ容易にその内容を閲覧することができる状態を継続させ、秘密保持を義務付けるための就業規則の規定については新設あるいは改定の作業をせず、誓約書の差入れもさせていなかったのであるから、原告ら主張の事実を踏まえても、なおフォーユー・メディカル元気において本件顧客情報を営業秘密として管理するための適切な措置を執っていたとはいえないのであり、原告らの上記主張は採用の限りでない。</p> <p>(ウ) さらに、原告らは、被告に得意先カードの写しが渡されていたが、退職時にはその全てを返却させていたから、本件顧客情報は、この時点では営業秘密であると認識し得るものとなっていたとの趣旨の主張をする。</p> <p>しかし、退職時に、その会社で使用されていた帳簿を返却することは、同帳簿に記載された情報が営業秘密でなくても当然に行われることであるから、上記事実をもって、本件顧客情報が営業秘密であると認識し得る状態になったことを基礎づけるものということとはできない</p>
有用性	—
非公知性	—

【4】営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	—
不正開示・使用	—

【5】掲載文献

掲載文献	—
------	---

2.33. 大阪地判平成 28 年 6 月 23 日 (25446744)

平成 25 年(ワ)第 12149 号

【1】当事者

原告	被告
株式会社日本医学臨床検査研究所	株式会社サカイ生化学研究所、被告 P1

当事者の関係

- ・原告は、開業医等から委託を受けて臨床検査（生化学検査、免疫学検査、血液学検査、微生物学検査、遺伝子検査等）を行うことを主たる業務とする会社である。
- ・被告 P 1 は、平成 2 4 年 8 月 1 5 日に原告を退職し、現在、被告会社で稼働している者である。被告 P 1 は、平成 2 1 年 6 月 1 日から退職を申し出る平成 2 4 年 5 月 3 0 日までの間、原告の 4 割の売上げがある関西第二営業部の部長を務め、原告の営業面の責任者としては営業本部長に次ぐ立場にあった。被告会社は、開業医等から委託を受けて臨床検査を行うことを主たる業務とする会社である。

【2】請求および判決

請求	判決
不正競争行為に基づく使用差止請求	認容
不正競争行為に基づく損害賠償請求	一部認容
債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償請求	一部認容
退職金規程に基づく返還請求	認容

請求の具体的な内容

- 1 被告らは、別紙「営業秘密目録」記載の各情報を使用し、又は第三者に開示してはならない。
- 2 被告らは、原告に対し、別紙「営業秘密目録」記載の各情報（当該各情報から生成された情報を含む）が記録された一切の文書及び電磁的記録媒体について秘密保全措置を講じた上で廃棄せよ。
- 3 被告らは、原告に対し、連帯して、8 0 5 3 万 1 4 0 1 円及びこれに対する平成 2 5 年 1 1 月 3 0 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 4 被告 P 1 は、原告に対し、4 3 4 万 7 0 0 0 円及びこれに対する平成 2 5 年 1 1 月 3 0 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

判決の具体的な内容

- 1 被告らは、別紙「営業秘密目録」記載の各情報を使用し、又は第三者に開示してはならない。（請求第 1 項同旨）
- 2 被告らは、別紙「営業秘密目録」記載の各情報が記録された文書及び電磁的記録媒体を廃棄せよ。
- 3 被告らは、原告に対し、連帯して、7 8 8 万 0 4 6 6 円及びこれに対する平成 2 5 年 1 1 月 3 0 日か

<p>ら支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。</p> <p>4 被告P1は、原告に対し、434万7000円及びこれに対する平成25年11月30日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。(請求第4項同旨)</p> <p>5 原告のその余の請求をいずれも棄却する。</p> <p>6 訴訟費用は、これを100分し、その91を原告の、その余を被告らの負担とする。</p> <p>7 この判決は、第3項及び第4項に限り、仮に執行することができる。</p>

【3】営業秘密の認定に関する裁判所の判断

<p>秘密管理性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件情報、すなわち顧客別の売上情報及び顧客別の平均販売価率情報は、従業員しか閲覧することのできない社内ネットで管理されており、閲覧できる範囲についても従業員の所属部署、地位に応じて定められていて、従業員においてもそのような情報保護の規程があることを認識することができた状況にあったといえるから、上記情報は、従業員においても、秘密と認識できるような取扱いを行っていたといえる。そして、営業部員については、特に営業情報保護手順書が定められており、業務上知り得た医療機関の情報等について漏えいしてはならないなどとされていたことからすれば、従業員において、本件情報が秘密であることを十分認識できたものといえる。したがって、本件情報は、秘密として管理されていたものといえる。 ・ これに対し、被告らは、実際には、閲覧可能な部長や所長の権限で各部署の従業員が自由に閲覧することが認められていたこと、本件情報が被告P1に対してメール添付で送付されたもので、しかも、売上げ、回収状況等の顧客情報については関西第二営業部内部で共有されていたことを指摘し、そのような状況において、従業員が同情報を秘密と認識することができたとはいえないと主張する。 ・ 確かに、閲覧権限を有しない従業員にも営業に必要な範囲で閲覧を許していたことや、顧客情報について営業部内で共有されていた事実もあったことが認められるが(被告P1、証人P3)、前記のとおり、内部情報保護規程による定めが従業員には周知されている状況にあり、管理職が秘密情報の管理についての研修も行い(証人P3)、本件情報が、営業活動上、重要な情報であることを十分に認識できたものと認められるのであるから、営業活動のために必要な本件情報を、営業に必要な範囲で権限のない従業員に閲覧させ、あるいは情報共有していたとしても、そのことを理由に直ちに本件情報を含む顧客情報等が秘密管理されていなかったということとはできない。被告の上記主張は採用できない。
<p>有用性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件情報は、新たに営業先を開拓する場合において、売上げの大きい顧客や、現在、診療報酬との差額が小さくても臨床検査会社に委託している顧客を探し出し、自らの利益を確保しながら既存委託先の臨床検査会社に対抗できる低額の検査料を提示することを可能にするなど、臨床検査受託のための営業において有用性が認められる。
<p>非公知性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ このような情報は前記のとおり社内において秘密管理されており、営業部員において

	<p>も第三者に閲覧させるなどすることは許されていないことからすれば、非公知の情報であったといえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、顧客である各医療機関は、当然のことながら自らに対する売上げ等についての情報を有しており、これらの情報について原告に対して守秘義務を負っているものではないが、検査対象患者のプライバシー情報等を含む臨床検査に関する情報を公にしているものでないことは一般的に明らかであるから、本件情報は非公知であるといえる。
--	--

【4】営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	-
不正開示・使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ア 上記認定の事実によれば、被告P1は、原告から営業秘密である本件情報を含む情報の開示を受けた者であるが、これを利用して作成された「親密度ファイル」を用いて、同時期に原告から被告会社に転職する予定の者らと被告会社転職後の原告顧客に対する営業活動について協議し、その結果を「KM売上計画2012」にまとめ、そこには新たに臨床検査の委託を受ける際の諸条件のみならず原告との関係における売上実績が記載されていたものである。そして、被告P1ら転職者は、被告会社転職後、原告の顧客を主たる対象として営業活動をしていたものであるが、医療機関に対する営業開始後直ちに見積書を当該医療機関に提示した場合もであり、通常割合以上に原告から被告会社に対して臨床検査の委託先を変更した顧客があり、その顧客の多くは被告P1ら転職者が「KM売上計画2012」において被告会社との取引を、取引開始月まで見込んでいた医療機関であることからすると、上記1(2)で検討した本件情報の有用性も併せ考えれば、原告顧客に対する営業活動をするに当たり、被告P1は、その余の転職者らとともに「親密度ファイル」又は「KM売上計画2012」を媒介にして本件情報を使用していた、すなわち、被告会社転職後にその余の転職者らとともに本件情報を被告会社に開示し、使用したと推認する方が自然であり、また合理的である。また、そのような原告との競業のための被告会社に対する開示、使用である以上、これが不正の利益を得、あるいは保有者である原告を害する目的でなされたことも容易に認定できるところである。 ・イ(ア) 被告らは、医療機関に対する営業に当たり、原告が主張する本件情報という平均販売価率は重要ではなく、営業担当者との顧客との人的関係により被告会社との委託契約締結に至ることが十分にできたもので本件情報を使用していない旨主張し、被告P1本人もこれに沿う供述をする。 <ul style="list-style-type: none"> しかし、後記検討するとおり、原告在職時の担当者として築いた人的関係が被告会社転職後も活用できたであろうことを全面的に否定できないとしても、原告から被告会社に臨床検査の委託先を変更した顧客の中には、被告P1ら転職者が担当していなかったところもあるというのであるから、人的関係が貢献する場面があったとして

	<p>も、それだけでは被告P 1ら転職者が保有する本件情報が使用されたとの上記認定を全面的に覆すには足りないというべきである。</p> <p>(イ) また被告P 1ら転職者が、原告の顧客である医療機関に提示した見積書(甲3 2, 甲3 5の1及び2, 甲3 6)については、担当であった転職者の記憶で作成したものや、医療機関から入手した請求書一覧等により作成したもので、本件情報を用いたものでない旨指摘するところ、確かに、請求書一覧(乙1)から見積書(甲3 6)が作成できないというものではなく(甲3 1, 証人P 1 2), 担当者において担当医療機関につき一定程度の記憶はあることは否定できない(証人P 3)。</p> <p>しかし、医療機関から請求書等を入手するまでにはある程度の信頼関係構築等のため時間が要るのが通常であり(証人P 1 2), 多数の検査項目における細かい単価について記憶していることは通常考えられないことからすれば、やはり本件情報を退職後も保有していたと認められる被告P 1ら転職者が、そのすべての場合でないとしても、本件情報をあえて全く使用しなかったとは考え難く、したがって本件情報を使用したとの上記認定は覆らないというべきである。</p> <p>(ウ) なお被告らは、本件情報並びに本件情報から作成した「親密度ファイル」及び「KM売上計画2 0 1 2」等原告から得た情報は退職時に削除済みである旨主張し、被告P 1において、その旨供述する。</p> <p>しかし、被告P 1ら転職者が、本件情報を使用したと推認させる事情は上記アのとおりである上、上記情報を取り扱っていたのは被告会社転職後に原告と競業するためであり、またP 3が一斉退職するという行動から離脱しなければ、被告P 1ら転職者による上記情報を使用した協議内容が原告に判明することはなかったはずであることからすると、これを削除したとする被告P 1の供述は信用し難い。</p> <p>・ 以上によれば、被告P 1は、原告から示された営業秘密である本件情報を、図利加害目的で被告会社に開示し、使用したと認められるから、上記行為は不正競争防止法2条1項7号に該当する不正競争であるというべきである。</p>
--	--

【5】 掲載文献

掲載文献	裁判所ウェブサイト
------	-----------

2.34. 東京地判平成 28 年 6 月 30 日 (25448050)

平成 26 年(ワ)第 22423 号

【1】当事者

原告	被告
株式会社UCHIOWILL	被告 A：株式会社マイクロエア 被告 B：東阪電子機器株式会社

当事者の関係

原告は、被告 A に対し平成 22 年 4 月 12 日に開発請負基本契約に基づき、印章自動製作販売装置の開発・製造等を依頼。被告 A は、被告 B に対し、同装置のハードウェア部分の開発・製造等を依頼

【2】請求および判決

請求	判決
債務不履行又は不正競争行為に基づく差止請求	棄却
債務不履行ないし不法行為、又は不正競争行為に基づく損害賠償請求	棄却

請求の具体的な内容

- 1 被告らは、原告以外の第三者のために、又は第三者に対し、別紙物件目録記載 1 の物件を製造、設置若しくは販売し、又は第三者をして製造、設置若しくは販売させてはならない。
- 2 被告らは、別紙物件目録記載 1 の物件を廃棄せよ。
- 3 被告マイクロエアは、原告以外の第三者のために、又は第三者に対し、別紙物件目録記載 2 及び 3 の物件を製造若しくは販売し、又は第三者をして製造若しくは販売させてはならない。
- 4 被告マイクロエアは、別紙物件目録記載 2 及び 3 の物件を廃棄せよ。
- 5 被告らは、原告に対し、各自 1050 万円及びこれに対する平成 25 年 12 月 12 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。

判決の具体的な内容

被告製品の開発、製造及び販売等は、債務不履行及び不法行為であること、並びに被告らが原告保有の営業秘密を不正に開示・使用したことは認められなかった。

【3】営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	—
有用性	・ 原告製品の印章製作過程に関する情報（別紙情報目録の〔ア〕〔イ〕〔ウ〕の 1～23 記載部分）については、印鑑の自動製作販売装置において印鑑を製作する過程を示す、ごく一般的な内容にすぎず、原告製品の利用者であれば、同情報を容易に認識可能で

	ある（現に、原告が提出した証拠（甲5の1ないし19）は、一般人でも上記情報を容易に入手可能であることを示している。）から、これらが営業秘密であるとは認められない。また、原告製品の不具合情報とされるもの（別紙情報目録の〔オ〕の1～10記載部分）についても、被告東阪電子機器が原告製品の修理にも携わっていたことからすれば、同被告がその過程において自ら不具合情報を取得したことが十分考えられ、原告だけがこれらの情報を保有していたとは認められない。したがって、本件秘密情報1は営業秘密に該当するとは認められない。
非公知性	－

【4】 営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	－
不正開示・使用	－

【5】 掲載文献

掲載文献	裁判所ウェブサイト
------	-----------

2.35. 大阪地判平成 28 年 7 月 21 日 (25448128)

平成 26 年(ワ)第 11151 号、平成 25 年(ワ)第 13167 号

【1】当事者

原告	被告
錫器事業協同組合 (原告組合)、大阪錫器株式会社	被告 P 1、被告 P 2

当事者の関係

- 原告組合は、錫器の製造を行う事業者を組合員とし、組合員の製造する製品の共同販売、共同検査等を目的とする事業協同組合であり、原告会社は、原告組合の組合員であり、錫器の製造を行う株式会社である
- 被告らは、かつて原告会社の従業員であった者である。
- 被告らは、原告に勤務していた平成 22 年 10 月頃から大阪市 (以下略) に工房を設置し、「P 10」との名称を使用するなどして、錫製品の製造販売等を行い (以下、被告らが製造販売する錫製品を「被告製品」という。), 原告会社を退職した後も錫製品の製造販売等をしている。

【2】請求および判決

請求	判決
不正競争行為に基づく差止請求	棄却
不正競争行為に基づく損害賠償請求	棄却

請求の具体的な内容

- 被告らは、別紙記載の合金を製品の製造販売に使用し、又は同合金の内容を開示してはならない。
- 被告らは、別紙記載の合金を使用して製造した製品を廃棄せよ。
- 被告らは、原告会社に対し、連帯して 2296 万円及びこれに対する平成 26 年 12 月 12 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

判決の具体的な内容

- A 事件原告及び AB 事件原告の請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は同原告らの負担とする。

【3】営業秘密の認定に関する裁判所の判断

秘密管理性	—
有用性	原告らは、本件合金を使用すると、鉛の含有率が● (省略) ●以下であっても、錫の切削性が失われず、加工、鑄造が容易になる旨主張する。しかし、本件合金がそのような効果を有することを認めるに足りる証拠はない。

	<ul style="list-style-type: none"> 原告らは、本件合金の開発経緯について、多くのテストと会議を重ねたとして鉛レス地金開発事業地金研究会議の議事録（甲 8）及びそのテスト結果の一部（甲 3 4）を提出し、また、多額の開発資金を投じた証拠（甲 5, 6, 2 4）を提出する。しかし、証拠として提出された上記議事録では、テスト結果の部分は開示されておらず、また、上記テスト結果の一部（甲 3 4）のみでは、地金テストの結果が持つ意味は明らかでなく、多額の投下資金を投じたからといって直ちに本件合金に上記の効果があると認めることもできない。原告製品が本件合金を用いて製造されているとしても、そのことから直ちに別紙記載の一定の成分組成と一定の配合範囲から成る本件合金が原告ら主張の効果を有すると認めることもできない。 また、原告ら代表者は、陳述書（甲 2 0）において、本件合金の有用性を説明するが、本件合金がその説明に係る効果を有することは、客観的に確認されるべきものであり、関係者の陳述のみによって直ちにそれを認めることはできない。 結局、原告らは、本件合金の技術上の有用性について、これを認めるに足りる証拠を提出していないといわざるを得ず、本件合金について営業秘密としての有用性を認めることはできない。
非公知性	<ul style="list-style-type: none"> 原告製品の合金に偏析がないことについては、証拠（甲 2 1, 2 2）のとおり、反射電子像及びSEM像から容易に確認することができるから、本件合金は、原告製品の分析により、第三者が容易に知ることができるものであり、非公知性を欠くというべきである。

【4】 営業秘密の不正取得、開示・使用

不正取得	—
不正開示・使用	—

【5】 掲載文献

掲載文献	裁判所ウェブサイト
------	-----------